

# 大規模災害からの復興に関する法律に基づく 復興計画 作成マニュアル

令和4年6月

○ 本マニュアルについて

本マニュアルは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づく復興計画に関する制度を十分に活用するために、同法、及び関係政省令告示に規定されている手続等について解説するものです。

今後、制度を運用していく中で、本マニュアルを適宜改定することがあり得ます。

|                                      |           |
|--------------------------------------|-----------|
| <b>第1 復興計画の作成上の留意点</b>               | <b>1</b>  |
| 1. はじめに                              | 1         |
| 2. 復興計画の作成・運用に当たっての留意点〔総論〕           | 2         |
| (1) 復興計画の作成主体（法第10条第1項関係）            | 2         |
| (2) 復興計画の記載事項（法第10条第2項関係）            | 3         |
| 3. 復興計画の作成・運用に当たっての留意点〔各論〕           | 5         |
| (1) 個別法の各種手続のワンストップ処理（法第12条から第14条関係） | 5         |
| (2) 都市計画法上の開発許可制度の特例（法第13条関係）        | 17        |
| (3) 復興一体事業の創設（法第21条から第37条関係）         | 18        |
| (4) 土地区画整理事業及び復興一体事業の特例（法第15条関係）     | 19        |
| (5) 土地改良事業に関する特例（法第16条関係）            | 20        |
| (6) 集団移転促進事業に関する特例（法第17条関係）          | 21        |
| (7) 住宅地区改良事業に関する特例（法第18条関係）          | 21        |
| (8) 小規模団地住宅施設整備事業の特例（法第10条・第18条の2関係） | 23        |
| (9) 地籍調査の実施に関する特例（法第20条関係）           | 24        |
| (10) 筆界特定申請に関する特例（法第36条関係）           | 25        |
| (11) 土地収用法の特例（法第36条の2から第36条の4まで関係）   | 27        |
| (12) 独立行政法人都市再生機構の業務に関する特例（法第37条関係）  | 28        |
| (13) 農業振興地域の整備に関する法律の特例（法第38条関係）     | 29        |
| <b>第2 協議会の運営上の留意点</b>                | <b>31</b> |
| 1. はじめに                              | 31        |
| 2. 協議会の構成員                           | 31        |
| 3. 協議会の運営                            | 33        |
| <b>第3 復興計画 参考様式集</b>                 | <b>35</b> |
| （参考資料）                               | 75        |
| 1. 復興計画の作成イメージ                       | 76        |
| 2. 復興計画の作成等に係る手続フロー                  | 89        |
| 3. 復興協議会規約（例）                        | 103       |

## 第1 復興計画の作成上の留意点

### 1. はじめに

復興計画は、特定大規模災害による被害を受けた地域の復興に向けたまちづくり・地域づくりに必要となる市街地の整備や農業生産基盤の整備等のための各種事業（以下「復興整備事業」という。）を記載することができる計画です。復興計画に記載される復興整備事業には、その円滑・迅速な実施をサポートするための各種の特例措置（手続の一元化、許可基準の緩和、事業制度の創設・拡充等）が適用されることとなります。復興に向けたまちづくり・地域づくりを進めていく上で、こうした特例措置を受ける必要がある場合に、各市町村が中心となって復興計画を作成することができます。

復興整備事業は、復興に向けたまちづくり・地域づくりのための事業であり、地域の住民の方々の意向を反映しながら、構想から実施に至るプロセスを順次進めていくことが重要です。このため、復興計画は、復興整備事業の事業プロセスの成熟度に応じて、随時、適用しようとする特例措置に応じた手続を経て記載事項を追加できることとしており、必要な特例措置を柔軟に組み合わせて適用することで、復興整備事業の円滑・迅速な実施につなげていくことをその狙いとしています。

すなわち、復興計画を作成する以前の検討段階においても、大規模災害からの復興に関する法律（以下「法」という。）に基づく以下の特例措置を適用することができます。

- ・法第29条：復興計画のための土地の立入り等
- ・法第30条：復興計画のための障害物の伐除及び土地の試掘等 等

実施主体・実施区域・実施予定期間等について、公聴会を開催するなど住民の方々の意向を反映したものとして構想が固まっていれば、いわゆる事業計画や設計といった詳細が固まっていない段階でも、復興整備事業を復興計画に記載することができます。復興計画に記載された復興整備事業については、以下の特例措置を適用することができます。

- ・法第28条：届出対象区域内における建築等の届出等
- ・法第31条：復興整備事業のための土地の立入り等
- ・法第32条：復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等
- ・法第36条：不動産登記法の特例（土地収用法による事業認定を受けた事業等に限る。）
- ・法第37条：独立行政法人都市再生機構法の特例 等

さらに、適用しようとする特例措置に応じて、復興協議会（以下「協議会」という。）の会議における協議（以下「協議会協議」という。）、許認可権者の同意、公告・縦覧等の手続を経て、復興整備事業の詳細を復興計画に追加的に記載することができ、これにより以下の特例措置を適用することができます。

- ・法第12条：土地利用基本計画の変更等に関する特例
- ・法第13条・第14条：復興整備事業に係る許認可等の特例
- ・法第16条：土地改良事業の特例
- ・法第17条：集団移転促進事業の特例
- ・法第18条：住宅地区改良事業の特例
- ・法第19条：漁港漁場整備事業の特例
- ・法第20条：地籍調査事業の特例 等

以上の特例措置を適用するに際して必要となる復興計画の作成・運用に関する留意点として、復興計画を作成・運用する場合に共通して踏まえるべき事項については「2. 復興計画の作成・運用に当たっての留意点〔総論〕」、適用しようとする上記の特例措置ごとに踏まえるべき事項については「3. 復興計画の作成・運用に当たっての留意点〔各論〕」のとおりです。

## 2. 復興計画の作成・運用に当たっての留意点〔総論〕

### (1) 復興計画の作成主体（法第10条第1項関係）

#### イ 復興計画の作成主体

- ・復興計画は、特定大規模災害による被害を受けた地域の復興に向けたまちづくり・地域づくりのための計画として地域の様々な意見を考慮して作成するものである。そのため住民に最も身近な地方公共団体であり、かつ、まちづくり・地域づくりの中心的な担い手となる市町村において作成することが基本となるが、当該市町村の被災の状況等により単独で作成することが困難な場合等には、当該市町村が都道府県と共同して作成することも可能である。
- ・なお、復興計画を作成することができる市町村は、法第10条第1項第1号から第4号までの地域を含む市町村（以下「特定被災市町村」という。）であるが、各地域の考え方は次のとおりである。

#### (ア) 第1号地域（法第10条第1項第1号）

- ・特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域

#### (イ) 第2号地域（法第10条第1項第2号）

- ・特定大規模災害の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域（前号に掲げる地域を除く。）

#### (ウ) 第3号地域（法第10条第1項第3号）

- ・上記の二地域と自然、経済、社会、文化等において密接な関係が認められる地域であって、これら二地域の住民の生活再建のための整備を図ることが適切であると認められる地域
- ・なお、施行規則第1条第2項の規定により、第3号地域に該当する地域をその区域とする市町村は、第1号地域又は第2号地域をその区域とする市町村からの要請を受けることが必要となる。

#### (エ) 第4号地域（法第10条第1項第4号）

- ・上記の三地域のほか、特定大規模災害を受けた地域であって、市街地の円滑かつ迅速な復興を図ることが必要であると認められる地域

#### 【留意事項】

- ・特定被災市町村が復興計画を作成するときは、その区域の全部又は一部が上記の四地域のいずれに該当するかを復興計画の目標等、計画記載事項の中で明示すること等により、明らかにする必要があります。（大規模災害からの復興に関する法律施行規則第1条第1項）

- ・第3号地域に該当する地域をその区域とする特定被災市町村は、第1号又は第2号の地域をその区域とする特定被災市町村からの要請を受けて復興計画を作成することとなります。（大規模災害からの復興に関する法律施行規則第1条第2項）

## （2）復興計画の記載事項（法第10条第2項関係）

### ウ 復興計画の記載事項

- ・復興計画の基本的記載事項は、以下のとおりである。これらに加え、特例を受ける場合には、必要に応じて、記載事項を追加することとなる。

#### （ア）復興計画の区域（以下「計画区域」という。）

- ・特定大規模災害を受けた一定の区域のうち、復興を図るための事業の実施が必要とされる区域（数十ヘクタール程度から市町村全域まで）

#### （イ）復興計画の目標

- ・復興計画を通じて実現する地域の将来像
- ・地域の将来像を実現する時期 等

#### （ウ）当該特定被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

- ・当該特定被災市町村内の地区別の世帯・人口の現況等
- ・復興期間における将来人口推計等
- ・計画区域における地域づくりの全般的な考え方
- ・住宅地・農地等の別の土地の用途の概要（土地利用の構想図）
- ・復興整備事業の実施区域等（縮尺1/25,000）
- ・主要な地域産業の現況 等

#### （エ）復興整備事業に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項

- ・復興整備事業の名称、実施主体、実施区域、実施予定期間、事業の種類（市街地開発事業、土地改良事業、復興一体事業等）
- ・個別法の各種手続のワンストップ処理に関する事項
- ・復興整備事業に係る詳細な事項

#### （オ）復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

- ・良好な居住環境の形成に向けた取組方針及び事業手法等（防災集団移転促進事業や復興公営住宅の供給等の概要）
- ・被災者の生活再建のための取組方針等（復興基金の造成等）
- ・地域経済の再建の取組方針等（中小企業や商工団体等の再建支援の枠組みの概要）等

#### （カ）復興計画の期間

- ・復興整備事業の実施に要すると見込まれる期間

## 【留意事項】

### ア 計画区域について

- ・ 計画区域の規模については、数十ヘクタール程度から大きいものでは市町村の全域をカバーするものまで、様々なケースが想定されます。

### イ 土地利用方針について

- ・ 計画区域における土地利用に関する基本方針（土地利用方針）として、以下の3つの事項を記載します。

- －復興計画の区域における土地利用の基本的方向
- －土地の用途の概要
- －復興整備事業の区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図

- ・ 上記の事項については、復興計画の様式（本体・様式第2参照）と併せて、「土地利用構想図」及び「復興整備事業総括図」に表示します。

#### （ア）土地利用構想図（84頁参照）

- ・ 土地利用構想図は、原則として一葉の図表とし、「復興計画の区域における土地利用の基本的方向」に関する事項として、復興計画の計画区域内での復興に向けたまちづくり・地域づくりの全般的な考え方が視覚的に分かるように記載します。併せて、上記の土地利用の基本的方向に沿った住宅地・農地等の別の「土地の用途の概要」について記載します。
- ・ なお、土地利用構想図は、各自治体が策定している既存の復興関連の計画において同様の趣旨の書面がある場合には、当該書面を活用して作成することが想定されます。

#### （イ）復興整備事業総括図（85頁参照）

- ・ 「復興整備事業の区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図」を復興整備事業総括図として作成します。
- ・ なお、復興整備事業により住宅地等の移転を行う場合には、移転先と移転元の双方の関連性を矢印等により明記します。

### ウ 復興整備事業について（法第10条第2項第4号関係）

#### （ア）義務的記載事項

- ・ 以下の項目については、必ず記載する必要があります。
  - －名称
  - －実施主体
  - －実施区域
  - －実施予定期間

一事業の種類（市街地開発事業、土地改良事業、復興一体事業及び都市施設の整備に関する事業に限る。）

**(イ) 任意的記載事項**

・ 以下の項目については、必要に応じて記載することができます。

**A 個別法の各種手続のワンストップ処理に関する事項**

・ 個別法の手続に関するワンストップ処理の特例を適用する際には、当該個別法の手続に関する事項について記載することが必要です。

（法第12条第1項、第10条第4項、第15条第1項、第16条第3項、第17条第2項、第18条第1項及び第8項、第19条第1項並びに第20条第1項の規定による記載事項）（※ 3.（1）参照）

**B 復興整備事業に係る詳細な事項**

・ （ア）に列挙する事項のほか、実施期間、事業費に関する事項等の事業の実施に必要な事項を記載することができます。

・ 本事項を記載した場合には、ワンストップ処理に関する事項の記載についての協議の際に提出することが求められる書類又は当該書類の記載事項のうち、相当するものについては、省略することができます。

・ なお、特定被災市町村等以外の者が実施する復興整備事業について記載するときは、あらかじめ、その者の同意を得る必要があります。

**エ 復興計画の変更の際の案の記載について（法第10条第7項関係）**

・ 復興計画の記載事項を変更する際の案は、以下の方法を参考に、変更点を明らかにして作成します。

一記載内容の追加を行う場合は、追加部分に下線を表示する。

一記載内容の変更を行う場合は、変更部分は上下二段とし、 $\frac{\text{変更後}}{\text{変更前}}$  のように表示する。

一図面の変更を行う場合は、変更部分が分かるように表示する。

**3. 復興計画の作成・運用に当たっての留意点〔各論〕**

**(1) 個別法の各種手続のワンストップ処理（法第12条から第14条関係）**

**ア 個別法の各種手続のワンストップ処理**

・復興に向けたまちづくり・地域づくりを円滑かつ迅速に進めていくため、復興整備事業の実施に必要な又は関連する以下の法定手続について、関係者が一堂に会した復興協議会における協議を活用することで、個別法において求められる関係者の協議・同意等を一括して処理できることとし、これにより個別法の手続に



よることなく、ゾーニングの変更や許認可等がなされたものとみなす。

### 【ワンストップ処理の手続（総論）】

- ① 復興計画協議書（様式第1）及びワンストップ処理の手続ごとに求められる協議等に必要な書類（下記表を参照。）を作成します。この場合において、復興整備事業に関する事項として記載された事項が協議等に必要な書類の記載事項と重複する場合には、協議等に必要な書類に「復興計画の〇〇の項目を参照」等と記載すれば、必要な事項が記載されているものとみなすことができます。  
（例えば、復興整備事業の実施主体に関する詳細事項や、事業の資金計画及び具体的な期間が記載されている場合が考えられます。）
- ② ①で作成した書類を用いて、協議会協議等の手続を行います。（協議会が組織されていない場合や協議会協議が困難な場合については、下記留意事項を参照。）
- ③ ②の協議等が調った後、復興計画を公表する際に、協議等に使用した書類のうち、計画記載事項として公表する必要がある書類を復興計画に添付し、公表することにより、ゾーニング、許認可等、事業計画のみなしの法律効果が得られます。
- ④ 計画変更によりワンストップ処理を行う場合にも、上記①～③と同様の手続が必要となります。

### 【各ワンストップ処理の手続一覧表】

|         | 対象手続<br>(関係個別法)                             | 協議会協議等の手続<br>( [ ] 内は協議会<br>に構成員として加える者)  | 協議等に必要な書類  | 計画記載事項  | 備考   |
|---------|---|---|--|---|--|
| ゾーニング関係 | 法12条1項1号<br>土地利用基本計画<br>の変更（国土利用<br>計画法）    | ・協議会協議 [国土<br>の利用及び土地利<br>用の学識経験者、<br>国土交通大臣]   | ・復興計画の関係部分<br>・土地利用方針<br>・変更の内容を記載した<br>書類（国土利用計画法<br>第9条第10項に基づく<br>意見聴取で用いている<br>ものと同様のもの） | ・変更部分（<br>「変更の内<br>容を記載し<br>た書類」の<br>うちの計画<br>図又は計画<br>書） | ・都道府県との共<br>同作成の場合の<br>み記載可能<br>参考：フロー図5   |
|         | 法12条1項2号<br>都市計画区域の指<br>定、変更又は廃止<br>（都市計画法） | ・協議会協議 [知事<br>が推薦する以下の<br>者（都市計画に関<br>する学識経験者、<br>都道府県議会議員<br>、市町村議会議員<br>）、国土交通大臣<br>] + 国土交通大臣<br>の同意 | ・復興計画の関係部分<br>・土地利用方針<br>・名称及び区域を記載し<br>た書類<br>・都市計画法施行規則第<br>2条第2項各号の図書                     | ・名称<br>・区域  | ・都道府県との共<br>同作成の場合の<br>み記載可能<br>・都市計画区域の<br>指定等について<br>、協議会で協議<br>を行う場合には<br>、都市計画法施<br>行規則第2条第<br>2項第7号の書<br>面は不要 |

|       |   |  |   |  |   |
|-------|---|--|---|--|---|
|       | 法12条1項3号<br>都市計画の決定又は変更（都市計画法）          | ・協議会協議〔国土交通大臣（都道府県決定の都市計画に限る。）〕＋国土交通大臣の同意（国土交通大臣の同意が必要な都市計画を定める場合に限る。）   | ・復興計画の関係部分<br>・土地利用方針<br>・総括図<br>・計画図<br>・計画書<br>※総括図、計画図及び計画書は、都市計画法第14条及び都市計画法施行規則第9条に規定するものに相当するもの | ・総括図<br>・計画図<br>・計画書<br>※都市計画法第14条及び都市計画法施行規則第9条に規定するものに相当するもの | ・都道府県決定の都市計画については、都道府県との共同作成の場合のみ記載可能<br>・留意事項 ア<br>参考：フロー図6                |
| 許認可関係 | 法12条1項4号<br>農業振興地域の変更（農業振興地域の整備に関する法律）  | ・協議会協議   | ・復興計画の関係部分<br>・土地利用方針<br>・様式第3  | ・様式第3  | ・都道府県との共同作成の場合のみ記載可能  |
|       | 法12条1項5号<br>農用地利用計画の変更（農業振興地域の整備に関する法律） | ・協議会協議〔農協、土地改良区、農業委員会〕＋都道府県知事の同意   | ・復興計画の関係部分<br>・土地利用方針<br>・様式第4  | ・様式第4  | ・留意事項 イ<br>参考：フロー図7   |
|       | 法12条1項6号<br>地域森林計画区域の変更（森林法）            | ・協議会協議〔森林・林業の学識経験者、森林管理局長、農林水産大臣〕  | ・復興計画の関係部分<br>・土地利用方針<br>・様式第5-2  | ・様式第5  | ・都道府県との共同作成の場合のみ記載可能<br>・留意事項 ウ<br>参考：フロー図8                                 |
|       | 法12条1項7号<br>保安林の指定又は解除（森林法）             | ・協議会協議〔農林水産大臣（森林法第26条の2第4項各号に該当する保安林を解除する場合に限る。）〕＋農林水産大臣の同意（同項第1号に該当する保安林又は同項第2号に該当する保安林（同法第25条第1項第1号から第3号までに掲げる目的を達成するために指定されたものに限る。）を解除する場合に限る。） | ・復興計画の関係部分<br>・土地利用方針<br>・様式第6  | ・様式第6  | ・都道府県との共同作成の場合のみ記載可能<br>・留意事項 エ<br>参考：フロー図9                                 |
|       | 法12条1項8号<br>漁港区域の指定、変更又は指定の取消し（漁港漁場整備法） | ・協議会協議〔国土交通大臣（漁港区域が1級河川区域を含む場合に限る。）〕   | ・復興計画の関係部分<br>・土地利用方針<br>・様式第7  | ・様式第7  | ・2以上の市町村の区域にわたる第1種漁港及び第2種漁港については都道府県との共同作成の場合のみ記載可能<br>・留意事項 オ<br>参考：フロー図10 |
|       |   |  |   |  |   |

|   |  |  |  |   |
|---|--|--|--|---|
| 法13条1項<br>農地転用の許可（<br>農地法）<br>※4ha超の農地転<br>用が必要な土地<br>利用方針を記載<br>する場合 | ・協議会協議〔農林<br>水産大臣、都道府<br>県知事〕＋農林水<br>産大臣の同意  | [法第10条第1項第1号<br>の地域]<br>・土地利用方針<br>・様式第8（農地に係る<br>調整様式）<br>[その他の地域]<br>・土地利用方針<br>・復興計画の関係部分<br>・様式第9（事業に關す<br>る事項）<br>※法第10条第1項第2号<br>の地域は上記に加え様<br>式第8                     | ・様式第9（<br>事業に關す<br>る事項）<br>※様式第9か<br>ら、個人情<br>報に係る事<br>項を除いた<br>もの   | ・留意事項 カ<br>※法第10条第1項<br>第1号の地域に<br>おける様式第9<br>は、土地利用方<br>針の同意を得た<br>後、計画の公表<br>までに農林水産<br>大臣へ提出<br>参考：フロー図4 |
| 法13条4項1号、<br>2号<br>開発行為等の許可<br>（都市計画法）                                | ・協議会協議＋都道<br>府県知事の同意   | ・復興計画の関係部分<br>・様式第10（法第13条第<br>4項第1号に關する事<br>項に限る。）<br>・様式第11（法第13条第<br>4項第2号に關する事<br>項に限る。）   | ・開発行為等<br>の概要  | ・留意事項 キ   |
| 法13条4項3号<br>都市計画事業の認<br>可等（都市計画法<br>）                                 | ・協議会協議〔国土<br>交通大臣（国土交<br>通大臣による都市<br>計画事業の認可等<br>に限る。以下同じ<br>。）〕＋国土交通<br>大臣の同意＋都道<br>府県知事の同意 | ・復興計画の関係部分<br>・様式第12<br>・事業地を表示する図面<br>・設計の概要を表示する<br>図書<br>・資金計画書<br>※事業地を表示する図面<br>、設計の概要を表示す<br>る図書及び資金計画書<br>は、都市計画法第60条<br>第3項、都市計画法施<br>行規則第47条等に規定<br>するものに相当するも<br>の | ・施行者の名<br>称<br>・都市計画事<br>業の種類<br>・事業施行期<br>間<br>・事業地<br>・事業地を表<br>示する図面<br>・設計の概要<br>を表示する<br>図書<br>※都市計画法<br>第60条第1<br>項・第3項<br>、都市計<br>画法施行規則<br>第47条等に<br>規定するも<br>のに相当す<br>るもの |   |
| 法13条4項4号<br>農地転用の許可（<br>農地法）<br>※4ha以下の農地<br>転用の場合                    | ・協議会協議〔農業<br>委員会、都道府県<br>機構（30a超の農<br>地転用の場合）〕<br>＋都道府県知事の<br>同意                             | ・復興計画の関係部分<br>・様式第8<br>・様式第13  | ・様式第13   |   |
| 法13条4項5号<br>農用地区域におけ<br>る開発行為の許可<br>（農業振興地域の<br>整備に關する法律<br>）         | ・協議会協議〔都道<br>府県機構〕＋都道<br>府県知事の同意   | ・復興計画の関係部分<br>・様式第8<br>・様式第14  | ・様式第14   |   |
| 法13条4項6号<br>地域森林計画の対<br>象民有林における<br>開発行為の許可（<br>森林法）                  | ・協議会協議〔森林<br>・林業の学識経験<br>者〕＋都道府県知<br>事の同意  | ・復興計画の関係部分<br>・様式第15   | ・様式第15   | ・留意事項 ク   |
| 法13条4項7号<br>保安林における立<br>木の伐採等の許可<br>（森林法）                             | ・協議会協議＋都道<br>府県知事の同意   | ・復興計画の関係部分<br>・様式第16<br>・様式第16－2   | ・様式第16<br>・様式第16－<br>2   | ・留意事項 ク   |

|      |  |   |   |                                    |           |
|------|--|---|---|------------------------------------|-----------|
|      | 法13条4項8号<br>国立公園の特別地域又は普通地域における工作物の新築の許可又は届出（自然公園法）      | ・協議会（環境大臣が構成員）の協議＋環境大臣の同意                 | ・復興計画の関係部分<br>・様式第17<br>・様式第17-2  | ・様式第17<br>・様式第17-2                 | ・留意事項 ケ   |
|      | 法13条4項8号<br>国定公園の特別地域又は普通地域における工作物の新築の許可又は届出（自然公園法）      | ・協議会の協議＋被災関連都道府県知事の同意                     | ・復興計画の関係部分<br>・様式第17<br>・様式第17-2  | ・様式第17<br>・様式第17-2                 | ・留意事項 ケ   |
|      | 法13条4項9号<br>漁港区域における工作物の建設等の許可（漁港漁場整備法）                  | ・協議会協議＋都道府県知事の同意                          | ・復興計画の関係部分<br>・様式第18  | ・様式第18                             |           |
|      | 法13条4項10号<br>港湾区域における工事の許可等（港湾法）                         | ・協議会協議＋都道府県知事の同意                          | ・復興計画の関係部分<br>・港湾法施行規則第3条の4第1項各号について各港湾管理者が定めている様式及び添付書類（港湾法第37条の許可又は協議に関する事項に限る。）<br>・港湾法施行規則第1号様式又は第2号様式及び第5条第2項各号又は同条第3項各号に掲げる添付書類（港湾法第38条の2の届出又は通知に関する事項に限る。） | ・同左（添付書類を除く。）<br>・同左（添付書類を除く。）     |           |
| 事業関係 | 法16条4項<br>土地改良事業計画（土地改良法）                                | ・協議会協議〔土地改良施設の管理者（事業により土地改良施設が生ずる場合に限る。）〕 | ・土地改良事業に関する事項を記載した書類（土地改良事業計画の案）<br>・土地改良施設の予定管理方法等その他必要な事項を記載した書類（左記の場合に限る。）   | ・同左                                | 参考：フロー図11 |
|      | 法17条3項<br>集団移転促進事業計画（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律） | ・協議会協議〔国土交通大臣〕＋国土交通大臣の同意                  | ・法第17条第2項に規定する集団移転促進事業に関する事項を記載した書類   | ・同左                                |           |
|      | 法18条3項<br>改良地区の指定（住宅地区改良法）                               | ・協議会協議〔国土交通大臣〕＋国土交通大臣の同意                  | ・法18条第1項に規定する申出地区が住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）第4条各号に掲げる基準を満たすことを証する書類   | ・住宅地区改良法施行令第4条各号に掲げる基準を満たすことを証する事項 | ・留意事項 コ   |

|  |  |   |   |                      |
|--|--|---|---|----------------------|
| 法18条9項<br>事業計画の策定（<br>住宅地区改良法）         | ・協議会協議〔住宅<br>地区改良法第7条<br>各号に掲げる者、<br>国土交通大臣〕 | ・復興計画に記載しよう<br>とする法第18条8項に<br>規定する住宅地区改良<br>事業に関する事項を記<br>載した書類<br>・住宅地区改良法（昭和<br>35年法律第84号）第6<br>条第2項各号及び第3<br>項各号に掲げる事項の<br>うち、同法第7条各号<br>に掲げる者との協議に<br>必要な書類 | ・住宅地区改<br>良法第6条<br>第2項各号<br>及び第3項<br>各号に掲げ<br>る事項 | ・留意事項 サ              |
| 法19条2項<br>特定漁港場整備事<br>業計画（漁港漁場<br>整備法） | ・協議会協議〔農林<br>水産大臣〕＋農林<br>水産大臣の同意             | ・漁港漁場整備法施行規<br>則別記第1号様式   | ・同左   | ・留意事項 シ<br>参考：フロー図12 |

### 【留意事項（総論）】

- ・ゾーニングの変更手続は、ワンストップ処理を活用することにより、許認可手続等と同時に行うことが出来ます。さらに、農地転用の許可の特例を受けた場合の農用地利用計画等のゾーニングの変更については、復興整備事業の実施中又は終了後に行うことが可能な場合があります。復興整備事業の実施中又は終了後に行う場合には、事業を行うための計画を作成し、公表した後に、計画変更により対応することとなります（復興計画によらず、別途個別法の手続により変更することも可能です）。ただし、事業を行うために必要となる許認可等や事業計画の作成等の手続は事業着手前に必要となります。
- ・「協議会協議等の手続」の欄について、協議会が組織されていない場合や協議会協議が困難な場合には、以下に定められた手続に代えることが可能です。詳細は条文を参照下さい。なお、必要となる書類や計画記載事項は原則として同じです。

ーゾーニング関係：法第12条第3項

ー許認可等関係：法第13条第2項、第6項及び第8項

ー事業関係：法第16条第4項（土地改良事業）、第17条第4項（集団移転促進事業）、第18条第4項、第9項（住宅地区改良事業）、第19条第2項（漁港漁場整備事業）、法第20条第2項及び第3項（地籍調査事業）

### 【留意事項（各論）】

#### ア 都市計画の決定又は変更に係る復興計画の協議について

- ・復興計画に基づく区域区分の変更については、都市計画基礎調査等の結果都市計画を変更する必要があるとなったときに行ういわゆる「定期見直し」ではなく、その他都市計画を変更する必要があるときに行ういわゆる「随時変更」として取り扱うことが考えられます。

- ・ 被災した住宅地、産業用地等の移転や進出企業等の具体的な立地の需要に応じて行う復興整備事業の実施に伴って、都市的土地利用が行われている又は行われることが確実な区域については、現行の都市計画区域マスタープランにおける人口及び産業のフレームにかかわらず、市街化区域に編入することが可能です。
- ・ 非線引き都市計画区域においては、復興整備事業の実施に伴って、都市的土地利用が行われている又は行われることが確実な区域について、適切な用途地域の指定又は地区計画の策定等により、適正かつ合理的な土地利用を誘導することが望まれます。
- ・ なお、復興計画に基づいたすべての復興整備事業が着手され、かつ、都市計画基礎調査、国勢調査等の結果、都市計画を変更する必要性が明らかとなったとき等には、速やかに都市計画区域マスタープラン及び区域区分の「定期見直し」等に着手してください。

#### イ 農用地利用計画の変更について

- ・ 法第10条第1項第1号に掲げる地域をその区域とする特定被災市町村における農用地利用計画の変更は、復興整備事業の実施により当該土地を農用地等以外のものとする場合は、市街化区域や用途地域への編入に係る都市計画決定と併せて行うほか、事業が実施中又は終了後に農用地等又は農用地等とすることが適当な土地でなくなったとして行うことが考えられます。一方、土地改良事業又は復興一体事業が施行される又は施行された農地は、復旧を図る集団的農地等と併せて農用地区域としてその確保が図られるよう必要な変更を行ってください。
- ・ なお、法第10条第1項第1号に掲げる地域以外の地域をその区域とする特定被災市町村における農用地利用計画の変更は、復興整備事業の実施により当該土地を農用地等以外のものとする場合は、農用地利用計画の変更手続を農地転用の許可に係る手続に先立って進めることが必要です。

#### ウ 地域森林計画区域の変更について

- ・ 復興整備事業の実施に関連し、復興計画に法第12条第1項第6号に掲げる地域森林計画区域の変更については、特定被災市町村と特定被災都道府県との共同作成の場合に限り記載が可能です。
- ・ 地域森林計画区域の変更を復興計画に記載する場合は、地域森林計画区域の変更を行う市町村の変更前と変更後の森林面積を記載した書類（様式第5）を作成し、「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（平成12年5月8日付け12林野計第188号林野庁長官通知）の附録第6号により作成した変更する区域に係る森林計画図を添付する必要があります。

- ・ 地域森林計画区域の変更について、復興協議会による協議を行う場合には、法第11条第4項第5号に定める者を協議会の構成員として加える必要があります。また、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合は、法第12条第3項に定める手続を行う必要があります。
- ・ 地域森林計画区域の変更に係る協議等については、協議書のほか、地域森林計画区域の変更に関連する土地利用方針、復興整備事業に関する事項及び地域森林計画区域に関する事項が記載された書類、復興整備事業の実施に伴い地域森林計画区域の変更を要する土地の所在及び面積並びに復興整備事業の名称及び種類を記載した書類（様式第5-2）とともに、添付資料として、復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図、土地の形質の変更を行う区域及び施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）を提出する必要があります。
- ・ 法第12条第6項の規定により、同条第5項の規定により提出された意見書の要旨を同条第2項の協議をするときは協議会に、同条第3項に規定する手続を経るときは都道府県森林審議会にそれぞれ提出することになっています。
- ・ 復興整備事業の実施に伴う地域森林計画区域の変更については、以下の観点に留意してその妥当性について判断し、区域を設定する必要があります。
  - ① 復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する場合は、開発行為に係る変更区域が必要最小限の範囲であるか。
  - ② 復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する場合に周辺の地域における住民の生活及び産業活動に影響を及ぼすことがないか。

## エ 保安林の指定又は解除について

- ・ 本特例の対象となるのは都道府県知事権限分の保安林（森林法第25条の2第1項又は第2項の規定により指定された保安林）です。
- ・ 当該事項について、協議会協議を行う場合には、法第11条第4項第6号に定める者を協議会の構成員として加える必要があります。また、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合は、法第12条第3項に定める手続を行う必要があります。
- ・ 協議会協議等については、協議書のほか、当該事項に係る土地利用方針を記載した書類、復興整備事業の実施に伴い保安林の指定、解除を行う森林の所在場所及び面積等を記載した書類（様式第6）並びに添付書類として、保安林の指定・解除調査書、指定・解除調査地図、位置図、その他必要な書類を提出する必要があります。
- ・ 保安林の解除を計画するに当たっては、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性にかんがみ、地域における森林の公益的

機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とする必要があります。

#### オ 漁港区域の変更等（指定、変更又は指定の取消し）について

- ・ 本特例の対象となるのは、第一種漁港及び第二種漁港です（2以上の都道府県の区域にわたるものを除く）。
- ・ 本特例により漁港区域の変更等をしたときは、農林水産大臣への報告（漁港漁場整備法第6条第7項）及び漁港区域の変更等の告示（漁港漁場整備法第6条第10項）が必要となります。

#### カ 農地転用に係る土地利用方針等の協議について

- ・ 法第10条第1項第1号に掲げる地域をその区域とする特定被災市町村における法第13条第1項に基づく土地利用方針について、協議会協議を行うとともに農林水産大臣の同意を得る又は、同条第2項に基づき土地利用方針について農林水産大臣に協議し同意を得ることとなるのは、当該土地利用方針に沿って復興整備事業を実施した場合に計画区域内において4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする事となることが明らかである土地利用方針を復興計画に記載しようとするときであり、この場合の「4ヘクタールを超える」の対象は、個々の復興整備事業の農地転用面積ではなく、農地転用を伴う計画区域内のすべての復興整備事業に係る農地転用面積の合計となります。
- ・ 上記により土地利用方針について同意を得る場合は、法第13条第1項に基づく農林水産省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則（以下「農林水産省令」という。）又は同条第2項に基づく大規模災害からの復興に関する法律第13条第2項及び第19条第2項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令（以下「内閣府・農林水産省令」という。）に基づき、
  - ① 復興計画の計画区域における特定被災市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項
  - ② 前号の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項
  - ③ 当該土地利用方針に係る特定被災都道府県知事の意見（法第13条第2項の場合であって特定被災市町村が単独で復興計画を作成する場合に限る。）を記載した書類（様式第8）を添えて行うこととされています。
- ・ 土地利用方針については、法第13条第3項において、農林水産大臣は、土地利用方針が以下に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする規定されていますので、これらの要件に基づき判断することになります。  
なお、これらの要件については、様式第8の書類を基に判断することとしています。



- ① 法第13条第1項第1号に掲げる地域をその区域とする特定被災市町村等が作成する復興計画に係るものであること
  - ② 特定被災市町村の復興のため必要かつ相当であると認められること
  - ③ 特定被災市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること
- ・ また、法第13条第4項第4号の農地転用の許可（同条第1項に基づく土地利用方針を復興計画に記載する場合を除く。）及び同条第4項第5号の農用地区域内の開発行為の許可についても、同様の要件により復興計画に係る特定被災都道府県知事の同意を得ることとなります。
  - ・ 土地利用方針について農林水産大臣の同意を得た法第13条第1項第1号に掲げる地域をその区域とする特定被災市町村等は、当該同意を得た土地利用方針が記載された復興計画の公表の日の前日までに、権利の設定及び不動産登記の関係から必要となる復興整備事業に関する書類（様式第9）を農林水産大臣に提出することとなっています。ただし、復興整備事業の事業計画等が固まっていない場合には、当該書類を提出することなく、その時点の復興計画を公表することは可能であり、この場合には、当該書類の記載が可能となった時点で、法第14条第1項の規定による同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業に関する事項の記載をするとともに、当該書類を提出することとなります。
  - ・ なお、法第10条第1項第1号に掲げる地域以外の地域をその区域とする特定被災市町村等が農林水産大臣又は特定被災都道府県知事の同意を得る場合は、農地法の基準に基づくこととなりますが、その際は、土地利用方針、復興計画の関係部分に様式第9又は様式第13の書類を添えて協議を行うこととなります。また、法第10条第1項第2号に掲げる地域をその区域とする特定被災市町村等が農地法施行規則第37条第12号の規定に基づいて同意を得る場合については、上記書類に様式第8の書類を添えて行うこととなります。

#### キ 都市計画法上の開発行為等に係る復興計画の協議について

- ・ 法第13条第4項第1号に掲げる事項に関する協議を行う協議会については、公共施設管理者（都市計画法第32条第1項の協議を要する場合における許可に関する事項に限る。）及び公共施設を管理することとなる者その他都市計画法第32条第2項の政令で定める者（都市計画法第32条第2項の協議を要する場合における許可に関する事項に限る。）を構成員に含める必要があります。
- ・ 内閣総理大臣を経由して、特定被災都道府県知事と法第13条第4項第1号に掲げる事項（都市計画法第32条第1項の同意を要する場合における許可に関する事項に限る。）に関する協議をし、その同意を得る場合においては、あわせて、公共施設管理者と協議し、その同意を得る必要があります。
- ・ 様式第10の書類については、都市計画法第30条第1項各号に掲げる事項に相当する事項を記載し、同条第2項の書面に相当する書面及び同項の図書に相当する図

書を添付する必要があります。

- ・ 復興計画に記載される開発行為等の概要については、都市計画法第47条第1項各号に掲げる事項に相当するものとします。
- ・ 協議の際に提出を求められる農林水産省・国土交通省・環境省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則第1条及び第2条の農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める書類（平成25年農林水産省・国土交通省・環境省告示第1号）第1号イに定められた設計に係る設計図書（開発行為に関する工事のうち都市計画法施行規則第18条に定めるものを実施するため必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。）は、都市計画法施行規則第19条各号に掲げる資格を有する者の作成したものとします。
- ・ 法第13条第7項及び第8項の場合において、都市計画法第29条第1項及び第2項の許可の権限を有する者は、同項の同意をしたときは、当該同意に係る土地について、次に掲げる事項を都市計画法第46条に規定する開発登録簿に登録することとします。この場合においては、都市計画法第47条第2項から第6項までの規定を準用することとします。
  - ① 復興計画が法第10条第6項の規定により公表された年月日
  - ② 予定建築物等（用途地域等の区域内の建築物及び第一種特定工作物を除く。）の用途
  - ③ 公共施設の種類、位置及び区域
  - ④ 前3号に掲げるもののほか、同意の内容
  - ⑤ 前各号に定めるもののほか、都市計画法施行規則第35条に規定する事項

#### ク 地域森林計画の対象民有林における開発行為の許可及び保安林における立木の伐採等の許可に関する事項を記載する際の留意事項について

- ・ これらの事項を記載するに当たっては、以下のことに留意する必要があります。
  - ・ これらの開発行為等を行う場合において、①～③の許可に関して都道府県知事が条例、規則、要領等に定める完了検査等の取扱いは、①～③の許可を受けた場合と同様です。
  - ・ なお、復興計画に従わない施設の整備等に伴う開発行為が行われた場合には、法第14条第2項の規定は適用されないこととなり、森林法第10条の3又は同法第38条の規定による監督処分の対象となることに留意してください。
- ① 林地開発許可関係
    - ・ 当該許可に係る開発行為により、森林法第10条の2第2項各号（災害発生のおそれがある等）のいずれかに該当することがないこと。
  - ② 保安林の伐採許可関係
    - ・ 当該保安林に係る指定施業要件及び伐採の限度に関し森林法施行令第4条の2第

3項に規定する基準に適合すると認められること。

③ 保安林の作業許可関係

- ・ 保安林の解除がなされない場合にあつては、当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められないこと。

ケ 特別地域又は普通地域における工作物の新築等の許可又は届出に係る協議について（自然公園法）

- ・ 「許可又は届出に係る行為の種類、目的、場所、行為地及びその付近の状況、施行方法、着手及び完了の予定日を記載した書類」の各項目の記載に当たっては、国立公園の許可、届出等の取扱要領（令和4年4月1日付け環自国発第22040115号）別記様式第1並びに様式第17及び第17-2を参考にしてください。
- ・ 「行為の場所、行為地及びその付近の状況、施行方法等を明らかにした図面等」として、以下の図面等を添付してください。ただし、行為の規模等が大きいため、以下に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができます。
  - ① 行為の場所を明らかにした縮尺1/25,000程度の地形図
  - ② 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
  - ③ 行為の施行方法を明らかにした縮尺1/1,000程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
  - ④ 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1/1,000程度の図面
  - ⑤ 行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合、行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築（自然公園法の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合又は行為が当該行為の場所若しくはその周辺の風致若しくは景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認められる場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書類
    - 1) 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質
    - 2) 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
    - 3) 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
    - 4) 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果
  - ⑥ その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

- ・ 不明な点については、国立公園の場合は自然保護官事務所等、国定公園の場合は関係都道府県に相談してください。

#### コ 改良地区の指定（住宅地区改良法）について

- ・ 被災関連都道府県が実施主体となる住宅地区改良事業に関する事項については、特定被災市町村が当該特定被災都道府県と共同作成の場合に限り、復興計画に記載することができます。
- ・ 都市計画区域内における住宅地区改良事業については、施行者が市町村の場合は市町村都市計画審議会、施行者が都道府県の場合は都道府県審議会の議を経ることが必要となります。

#### サ 事業計画の策定（住宅地区改良法）について

- ・ 被災関連都道府県が実施主体となる住宅地区改良事業に関する事項については、特定被災市町村が当該特定被災都道府県と共同作成の場合に限り、復興計画に記載することができます。
- ・ 協議会が組織されていない場合や協議会協議が困難な場合には、あらかじめ住宅地区改良法第7条各号に掲げる者に協議をし、及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣を経由して国土交通大臣に協議しなければなりません。その際、国土交通大臣への協議の書類には、住宅地区改良法第7条各号に掲げる者との協議をしたことを証する書類を添付する必要があります。

#### シ 漁港漁場整備事業について

- ・ 本特例の対象となるのは特定漁港漁場整備事業です。ただし、特定第三種漁港に係るものは特例の対象となりません。なお、特定漁港漁場整備事業計画を変更、全部若しくは一部の廃止、又はその施行を停止したときは、漁港漁場整備法の規定に基づいた手続を行う必要があります。
- ・ 特定漁港漁場整備事業計画を定めようとするときの公告及び縦覧（漁港漁場整備法第17条第4項）は必要ありません。

### （2）都市計画法上の開発許可制度の特例（法第13条関係）

#### 【特例の内容】

- ・ 都市計画法上の開発許可等を要する行為の（1）の特例の適用に際しては、特定被災都道府県知事は、原則として、都市計画法第29条第1項、第2項又は第43条第1項の許可を行う際と同様の基準に従って、当該開発行為等に関する同意をするものとしていますが、当該開発行為又は建築等に係る復興整備事業が、一定の要件を満たす場合においては、（1）の特例を適用する際に、都市計画法第34条

各号に掲げる基準に相当する基準を適用することなく、当該特例についての同意をするものとします。

### 【特例の要件】

- ・ 本特例の適用に当たっては、次の要件を満たす必要があります。
  - ・ 適用対象となる開発行為等が、以下の①又は②の地域の円滑かつ迅速な復興又は当該地域の住民の生活の再建を図るために以下の①から③までの地域内の市街化調整区域において実施する必要性が認められること
- ① 特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域（法第10条第1項第1号）
  - ② 特定大規模災害の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域（法第10条第1項第2号）
  - ③ 上記の2地域と自然、経済、社会、文化等において密接な関係が認められる地域であって、これら2地域の住民の生活再建のための整備を図ることが適切であると認められる地域（法第10条第1項第3号）

### （3）復興一体事業の創設（法第21条から第37条関係）

#### イ 復興一体事業の創設

- ・ 特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域であって、広大な農地に住宅地が点在するような地域においては、災害に強い地域づくりを推進しつつ、円滑かつ迅速に復興を図るために、特定被災市町村が土地区画整理事業、農用地の保全又は利用上必要な施設の新設等及び農用地の改良又は保全のため必要な事業を一体的に施行し、地域の特性に応じた土地利用の再編を行うことが必要となる。
- ・ このため、計画区域内の農用地の保全と安全な市街地の整備を一体的に行うことのできる復興一体事業制度を創設する。
- ・ 当該事業の事業計画においては、例えば、盛土、嵩上、高台切土による措置を講じた土地に、住宅及び公益的施設（学校、病院等）を集約するための区域（復興住宅等建設区）を定め、住宅又は公益的施設の宅地の所有者が、当該区域内への換地の申出をすることができることとする。

### 【留意事項】

- ・ 復興一体事業を施行するためには、以下の要件を満たす必要があります。
- ① 施行者が特定被災市町村であること
  - ② 施行地区が法第10条第1項第1号の地域内にあること
  - ③ 復興計画に記載された復興一体事業であること
  - ④ 復興一体事業に係る土地区画整理事業の都市計画決定がされていること
  - ⑤ 復興一体事業に係る土地区画整理法第52条第1項の施行規程（条例）を定めてい

ること

⑥ 事業計画について、都道府県知事の認定（法第21条第1項）を得ること

- ・ 復興一体事業を施行する際には、法に基づき、特定被災市町村は、施行地区、復興一体事業の概要、事業施行期間、資金計画を記載した事業計画を作成する必要があります。事業計画の作成に当たって適用すべき技術的基準は、農林水産省・国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則で定められていますが、事業計画の作成に当たっては、都市計画担当部局と農林水産担当部局が連携し、これら法令の規定の範囲内で地区の特性や事業目的に応じて、柔軟かつ弾力的に運用を行って下さい。また、事業計画に施行地区、復興一体事業の概要、事業施行期間、資金計画を記載するに当たっては、土地区画整理事業運用指針（平成13年国都市第381号）IV—2の記載内容に留意して下さい。
- ・ 事業施行期間及び資金計画については、土地区画整理事業並びに法第21条第1項第2号及び第3号に掲げる事業についてそれぞれ記載する必要があります。
- ・ 事業計画に係る意見書の処理については、土地区画整理法第55条第1項から第6項までに規定している手続により行う必要があります。
- ・ 事業計画の認定の審査において、土地区画整理事業の認可対象である事業計画において定める設計の概要に当たる内容の審査を経ていることから、法第21条第1項の認定を土地区画整理法第52条第1項の認可とみなす特例を設けており、別途土地区画整理法に基づく認可を受ける必要はありません。
- ・ 復興住宅等建設区の設定に当たっては、あらかじめ施行予定地区内の需要の動向、土地の所有者等の意向等を十分調査することにより、住宅及び公益的施設が建設される見込みを把握することが必要です。また、復興住宅等建設区に定められる換地の概ねの総面積に、事業計画において定める復興住宅等建設区の宅地の面積が相応しない場合には、施行者は速やかに事業計画の変更を行い、復興住宅等建設区の区域等の変更を行って下さい。

(4) 土地区画整理事業及び復興一体事業の特例（法第15条関係）

**ウ 土地区画整理事業及び復興一体事業に関する特例**

- ・ 現行制度上、地方公共団体は、市街化調整区域において土地区画整理事業を施行することができないが、被災地域の円滑かつ迅速な復興のためには、地域のまちづくりを担う地方公共団体が、市街化調整区域においても土地区画整理事業又は復興一体事業を施行できることとすることが必要である。
- ・ このため、土地区画整理事業については、第1号地域、第2号地域及び第3号地域内の市街化調整区域において、復興一体事業については第1号地域内の市街化調整区域において、それぞれ事業を施行することができることとする。

## 【特例の要件】

- ・ 土地区画整理事業については、以下の①から③までに掲げる地域内の市街化調整区域をその施行地区に含むもので、復興計画に記載されたものについては、地方公共団体が施行することができます。
  - ・ 復興一体事業については、以下の①に掲げる地域内の市街化調整区域をその施行地区に含むもので復興計画に記載されたものについては、地方公共団体が施行することができます。
- ① 特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域（法第10条第1項第1号）
  - ② 特定大規模災害の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域（法第10条第1項第2号）
  - ③ 上記の2地域と自然、経済、社会、文化等において密接な関係が認められる地域であって、これら2地域の住民の生活再建のための整備を図ることが適切であると認められる地域（法第10条第1項第3号）

## 【留意事項】

- ・ 本特例は、土地区画整理事業又は復興一体事業の施行の前後を通じて市街化調整区域として存置することを予定している区域をその施行地区に含む場合に、地方公共団体が事業を施行することを想定して措置したものであり、本特例を活用した事業の施行に当たっては、必要な農地の確保・配置等に配慮して下さい。また、施行後の土地利用の状況に応じて、都市計画を見直すべき区域がある場合や農用区域に編入すべき土地がある場合には、必要なゾーニングの見直しを行ってください。

### （5）土地改良事業に関する特例（法第16条関係）

#### エ 土地改良事業に関する特例

- ・ 農業は、地域経済・国民への食料の安定供給の面において、重要な役割を果たしており、緊急に復興させる必要がある。
- ・ このため、土地改良事業は、原則、農業者の申請を要件として実施しているが、農業者の申請によらず、都道府県の発意で、区画整理・農用地造成等の土地改良事業を行うことができることとする。

## 【留意事項】

- ・ 都道府県営土地改良事業は、原則として農業者の申請に基づき行うこととされていますが、復興整備事業として土地改良事業を行う場合には、特定被災都道府県が自らの発意で土地改良事業を行うことが可能です。（ただし、埋立・干拓、災

害復旧及び交換分合については復興整備事業として位置付けることはできません。)

- ・ その実施手続は通常の非申請の土地改良事業と同様に、同意の徴集等の手続を行う必要があります。また、区画整理や農用地の造成等の土地改良事業については、申請に基づき行う場合と同様、農用地外資格者の全員同意や非農用地区域の設定要件等を満たす必要があります。なお、これらの手続については、協議会等を活用してワンストップで処理することも可能です。(上記3.(1)参照)
- ・ また、施行後の土地利用の状況に応じて、農用地区域に編入すべき土地がある場合には、必要なゾーニングの見直しを行ってください。

## (6) 集団移転促進事業に関する特例 (法第17条関係)

### オ 集団移転促進事業に関する特例

- ・ 被災地域の実情を踏まえ、集団移転促進事業については、集団移転促進事業計画を特定被災都道府県が策定できることとする。

#### 【留意事項】

- ・ 特定被災都道府県が集団移転促進事業計画を策定する場合にあって、国土交通大臣に集団移転促進事業計画の同意を得るための協議をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければなりません。そのため、事業計画を策定するために必要な各種の調査・検討、関係者への説明会の実施にあたっては、関係市町村との密な連携が必要です。

## (7) 住宅地区改良事業に関する特例 (法第18条関係)

### カ 住宅地区改良事業に関する特例

- ・ 住宅地区改良事業は、不良住宅が密集する地区で、生活環境の整備が遅れている地区において、不良住宅の除却、改良住宅の建設、地区の整備等を行うことにより、住環境の改善を図るものであり、事業実施に必要な国土交通大臣による改良地区の指定に際して、住宅地区改良法第36条で厚生労働大臣への協議が定められている。
- ・ また、同地区の指定後、施行者たる地方公共団体は、当該地区内の公共施設の管理者等及び国土交通大臣と協議の上、住宅地区改良事業の具体的な実施内容等を記した事業計画を定め、事業を実施することとされている。
- ・ しかし、特定大規模災害による被災地域の地方公共団体については、行政機能の低下が想定され、その負担軽減を図るために、各種手続のワンストップ処理を可能とする。

#### 【特例の要件】

- ア 法第18条第3項及び第4項の国土交通大臣の同意基準について



- ・ 法第18条第3項及び第4項の国土交通大臣の同意基準としては、復興整備計画に記載された申出地区が住宅地区改良法施行令第4条各号に掲げる基準を満たすものであることとします。
- ・ なお、国土交通大臣への同意申請手続については、「改良地区指定事務処理要領」（昭和47年5月1日、建設省住街発第24号）及び「国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則第五条から第八条まで及び大規模災害からの復興に関する法律第十七条第四項、第十八条第四項及び第九項並びに第二十条第三項に規定する国土交通大臣等に対する協議に関する命令第二条から第四条までの国土交通大臣が定める書類等」（平成25年8月19日国土交通省告示第802号）を参照し、法第18条第3項及び第4項の規定に従うよう適宜読み替えの上、手続、提出図書の作成を行ってください。

#### イ 法第18条第9項の国土交通大臣への協議について

- ・ 法第18条第9項の国土交通大臣への協議については、復興計画に記載された事業計画が住宅地区改良法第6条に規定する事項を満たすものであることが必要となります。
- ・ 国土交通大臣への協議手続については、「住宅地区改良事業計画協議事務処理要領」（平成12年3月24日、建設省住整発第33号）及び「国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則第五条から第八条まで及び大規模災害からの復興に関する法律第十七条第四項、第十八条第四項及び第九項並びに第二十条第三項に規定する国土交通大臣等に対する協議に関する命令第二条から第四条までの国土交通大臣が定める書類等」（平成25年8月19日国土交通省告示第802号）を参照し、法第18条第9項の規定に従うよう適宜読み替えの上、手続、提出図書の作成を行ってください。

#### ウ 法第18条に基づき、改良地区の指定及び事業計画の策定を同時に申請することについて

- ・ 法第18条では、改良地区の指定及び事業計画の策定をワンストップで行うことも可能としているところであり、その場合には、法第18条第1項に基づき復興計画に申出地区に関する事項等を記載するとともに、同条第8項に基づき住宅地区改良事業に関する事項を記載し、同条各項に定める手続を経てください。

#### エ 改良地区の掲示等について

- ・ 法第18条の規定により改良地区の指定みなし及び事業計画の策定みなしの特例を受けた場合についても、住宅地区改良法第4条第5項並びに同法第8条の規定に基づく掲示等の手続は必要となるので留意してください。

#### オ 復興計画に係る都道府県との調整について

- ・ 復興計画に係る手続の特例については、法第11条に規定する協議会が組織され、当該協議会に都道府県知事を含む関係者が一堂に会して協議することにより、許認可等に係る調整、審査をワンストップで処理することを主に想定しているため、特定被災市町村が施行者となる住宅地区改良事業について法第18条に基づく手続を進める場合も、住宅地区改良法第4条第2項又は同法第5条第1項のように、都道府県知事を経由して国土交通大臣に申出又は協議することは要しません。
- ・ ただし、法第18条の手続を進める場合にあっては、同条第4項又は同条第9項に規定しているように協議会協議が行われない場合には、特定被災市町村が施行者となる住宅地区改良事業について、別途当該特定被災市町村の存する都道府県の知事に対して事前に情報提供する必要があります。

#### カ 住宅地区改良法に基づく手続との関係について

- ・ 法第18条に住宅地区改良事業における改良地区の指定手続、事業計画の策定手続に関する規定が設けられたところですが、特定被災市町村等であっても、住宅地区改良法第4条に基づく改良地区の申出、同法第5条に基づく事業計画の決定は、引き続き可能です。

#### キ 住宅地区改良事業等に関する事項を記載した復興計画の変更について

- ・ 法第18条の規定により住宅地区改良事業等に関する事項を記載した復興計画の記載事項を変更する場合であって、改良地区の追加指定又は事業計画の変更（住宅地区改良法施行令第5条に規定する軽微な変更を除く。以下同じ。）を要するものについては、改めて法第18条に規定する手続を経るか、住宅地区改良法第4条に規定する手続を経て改良地区の追加指定又は同法第5条第2項に基づく事業計画の変更手続を経る必要があります。
- ・ なお、法第18条の規定により住宅地区改良事業等に関する事項を記載した復興計画の記載事項を変更する場合でも、改良地区の追加指定又は事業計画の変更を伴わない場合には、大規模災害からの復興に関する法律施行規則第4条に規定する軽微な変更を除き、法第10条第7項に基づく復興計画の変更手続を行うことで足りるものとします。

### （8）小規模団地住宅施設整備事業の特例（法第10条・第18条の2関係）

#### キ 小規模団地住宅施設整備事業の特例

- ・ 特定大規模災害による被災地域の実情を踏まえ、復興計画に記載された小規模団地住宅施設整備事業に係る5戸以上50戸未満の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設については、都市計画法に規定する一団地の住宅施設とみなし、50戸未満の集団住宅についても収用対象とすることを可能とする。

## 【留意事項】

- ・ 復興計画に記載された小規模団地住宅施設整備事業に係る5戸以上50戸未満の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設については、都市計画法第11条第1項第8号に規定する「一団地の住宅施設」とみなされ、都市計画決定を行うことが可能となります。
- ・ この場合、復興計画における都市計画決定のワンストップの特例を併用することも可能です(上記3.(1)参照)。つまり、公告縦覧等のワンストップに必要な手続を経て、小規模団地住宅施設整備事業及び当該事業に係る一団地の住宅施設の都市計画決定に係る事項が復興計画に記載・公表された場合には、当該施設が都市計画決定されたこととみなされます。
- ・ なお、都市計画区域外においても、同様の手続を経ることによって、都市計画法第11条第1項柱書き後段の規定に基づき、当該施設を都市計画決定することが可能です。

## (9) 地籍調査の実施に関する特例(法第20条関係)

### ク 地籍調査の実施に関する特例

- ・ 特定大規模災害により、土地の境界を示す杭や塀などの物証が流失し、被災地域における土地の境界が不明確になると、復興整備事業の円滑かつ迅速な実施に相当の支障が生じることとなる。これを回避するためには、地方公共団体が行う地籍調査により土地の境界を明確にすることが有用であるが、被災地方公共団体の行政機能の低下等により、その実施が著しく困難になることが想定される。このため、国土交通省が行う地籍調査に関する事項が記載された復興計画が、国土交通大臣の同意を得た上で公表されたときは、国土交通省が地方公共団体に代わって、地籍調査を行うこととする。

## 【法第20条第2項及び第3項の国土交通大臣の同意基準について】

- ① 特定被災市町村等の復興の円滑かつ迅速な推進を図るために必要であると認められること。
- ② 特定被災市町村等における地籍調査の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定被災市町村等が当該地籍調査を行うことが困難であると認められること。
- ③ 当該地籍調査を行うことが国の事務の遂行に支障がないと認められること。

## 【留意事項】

- ・ 国土交通省が行う地籍調査に要する経費については、国が1/2を負担し、当該地籍調査の区域をその区域に含む被災関連都道府県及び被災関連市町村がそれぞれ1/4ずつを負担することとなります。
- ・ 国土交通省が行う地籍調査の調査期間に対応した事業計画(国土調査法第6条の

3第2項に基づいて定めることとされているもの。以下同じ。)が定められていない場合には、事業計画を定める際に、当該地籍調査についても反映させた上で、国土交通大臣の同意(国土調査法第6条の3第3項に基づく同意)を得てください。

- ・ 国土交通省が行う地籍調査の調査期間に対応した事業計画が既に定められている場合には、これを変更して、改めて国土交通大臣の同意(国土調査法第6条の3第3項に基づく同意)を得てください。

#### (10) 筆界特定申請に関する特例(法第36条関係)

##### ケ 筆界特定申請に関する特例

- ・ 復興整備事業のための用地取得に当たっては、土地の境界の明確化が必要であるが、特定大規模災害による被害により、境界を明確化する上で参考となる物的証拠の流失や、避難先が不明等となっている土地所有者が多数に上るなど、通常時と比べ境界の明確化が困難となる場合が多いと考えられる。境界を明確化するための手段として筆界特定制度があるものの、現行制度では、その申請者は土地の所有権登記名義人等に限定されている。
- ・ このため、復興整備事業(土地収用法による事業認定を受けた事業等に限る。)の実施主体は、筆界特定登記官に対し、復興整備事業の実施区域内の土地及びこれに隣接する他の土地との筆界について、これらの土地の所有者の承諾を得て、筆界特定を申請することができることとする。ただし、土地所有者のうち所在不明の者がある場合には、その者の承諾を得ることは要しない。

#### 【特例の要件】

本特例の適用に当たっては、次の要件を満たす必要があります。

- ① 申請者が復興計画に記載された復興整備事業の実施主体であること。
- ② 当該復興整備事業が土地収用法第26条第1項の事業認定の告示があった事業、公共用地の取得に関する特別措置法第10条第1項の特定公共事業の認定の告示があった事業及び都市計画法第62条第1項の都市計画事業の認可等の告示があった事業のいずれかであること。
- ③ 筆界特定の対象土地のうち少なくとも一方の全部又は一部が当該復興整備事業の実施区域内に所在すること。
- ④ 筆界特定の申請をすることについて、土地の所有権登記名義人等の承諾があること(土地の所有権登記名義人等の所在が不明の場合には、承諾を得なくても申請を行うことができます。)

#### 【申請書類等】

- ・ 筆界特定の申請に当たっては、不動産登記規則※第207条第2項及び第3項に規定する筆界特定申請情報並びに同規則第209条第1項に規定する筆界特定添付情報を明らかにし、申請する必要があります。

- ・ 特に本特例を活用する場合には、申請に当り、上記「特例の要件」を満たすことを証する必要があるため、以下に例示する書類等を用いることが想定されます。
  - － 【特例の要件】①、②を満たすことを証する書類として、具体的には、公表された復興計画の写し及び土地収用法等の規定による告示が掲載された公報等の写し  
[大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令第2条第1項第1号関係]
  - － 【特例の要件】③を満たすことを証する書類として、具体的には、公表された復興計画の写し、土地収用法等の規定による告示が掲載された公報等の写し及び実施区域を表示する図面、図書等の写し（土地収用法第26条の2第2項、都市計画法第60条第3項第1号、第2号等参照）  
[大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令第2条第1項第2号関係]
  - － 【特例の要件】④を満たすことを証する書類として、具体的には、対象土地の全ての所有権登記名義人等の筆界特定申請についての承諾書（所有権登記名義人等の記名を要する。）  
[大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令第2条第1項第3号関係]
- ・ また、土地の所有権登記名義人等の所在が不明の場合には、必要な調査を行ったにもかかわらず、所有権登記名義人等の所在が判明しないことを証する書類として、具体的には、申請人が所在探索のために実施した調査の内容及びその結果を記載した書面（申請人の記名を要する。）及びその調査の内容を裏付ける資料（所有権登記名義人等が自然人の場合は、例えば登記名義人等が登記簿上の住所に居住していないことを市区町村長が証明した書面等、所有権登記名義人等が法人である場合は、例えば当該法人の登記簿、当該法人の代表者の登記簿上の住所に送付した郵便物が不到達であったことを証する書面等）を添付する必要があります。  
[大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令第2条第1項第3号関係]

## 【留意事項】

- ・ 本特例に係る申請に当たっては、通常筆界特定の手続と申請の要件や申請書類等が異なることや、特定大規模災害による境界杭等の滅失や地形の変容等が多く想定されるほか、土地の所有権登記名義人等をはじめとする関係人やその他の関係者の所在が不明である等、通常とは異なる様々な状況が想定されることから、本特例の活用が復興整備事業の円滑な実施に資するか否かといった観点から、筆界特定申請を行う土地を管轄する登記所の筆界特定登記官に、申請前によくご相談ください。また、申請後においても、同様の観点から、筆界特定登記官と柔

軟な協議を行ってください。

- ・ なお、この留意点に関しては、別途、法務省から法務局・地方法務局にも周知されています。

#### (11) 土地収用法の特例（法第 36 条の 2 から第 36 条の 4 まで関係）

##### コ 土地収用法の特例

- ・ 復興整備事業の用地に関しては、所有者の所在が不明である事例や、相続登記が未了であり多数の相続人との交渉が必要な事例が多くあるが、このような事例は、土地収用制度を活用して解決することが可能であり、被災地においてもその一層の活用が必要である。土地収用制度を更に活用し、用地取得の一層の迅速化や、復興整備事業の工事着工の更なる早期化を図るためには、土地収用手続の期間を短縮し、緊急使用制度の活用を促進する必要がある。
- ・ このため、復興整備事業においては、事業の公益性を判断する事業認定手続の期間について、3月以内に事業認定をする努力義務が課せられているものを2月以内とし、土地の補償額等を決定する裁決手続について、裁決申請段階における申請書の添付書類の一部を省略することができるようにし、裁決申請後収用裁決前に工事着工を可能とする緊急使用について、特定大規模災害による被害からの復興を円滑かつ迅速に推進することが困難な場合に活用が可能であることを明記し、使用期間を6月から1年に延長することとする。併せて、収用裁決手続そのものの迅速化のために、収用委員会に対して早期の収用裁決の努力義務を設けることとする。

#### 【留意事項】

##### ア 事業の認定に関する処分に要する期間（法第 36 条の 2）

- ・ 土地収用法上、国土交通大臣又は都道府県知事は、事業認定申請書を受理した日から3月以内に、事業の認定に関する処分を行なうよう努めなければならない（土地収用法第 17 条第 3 項）とされているところですが、復興整備事業については、2月以内に行うよう努力義務として定める期間を短縮することとしました。事業認定庁は、申請書類の公告・縦覧を行う市町村長等との連携を図るなどして、迅速に処分を行うことができるよう留意してください。

##### イ 裁決申請の特例（法第 36 条の 3）

- ・ 起業者は、収用委員会の裁決を申請する場合には、裁決申請書に以下に示す書類を添付して収用委員会に提出しなければならないとされています。
  - ① 事業計画書並びに起業地及び事業計画を表示する図面
  - ② 市町村別に次に掲げる事項を記載した書類
    - イ 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目
    - ロ 収用し、又は使用しようとする土地の面積（土地が分割されることになる場

合においては、その全部の面積を含む。)

- ハ 土地を使用しようとする場合においては、その方法及び期間
- ニ 土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所
- ホ 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償の見積及びその内訳
- ヘ 権利を取得し、又は消滅させる時期

③ 土地調書又はその写し

- ・ 土地調書等の作成には一定の時間を要することも考えられることから、本特例に係る裁決申請に当たっては、②の書類については、イ、ハ及びヘに掲げる事項と登記簿に現れた土地所有者及び関係人の氏名及び住所を記載すれば足りるものとし、③の土地調書についても添付を省略することができるものとしています。
- ・ 起業者は、添付書類の一部を省略して裁決を申請したときは、土地調書の作成後、速やかに省略部分を補充しなければならないとされていますが、起業者が土地調書等の作成を行っている間、収用委員会は、提出された書類に不備がないか確認し、必要に応じて現地調査を行い、事業の概要を把握しておくなど、審理に必要な検討を並行して進めることができるため、裁決手続全体として早期化が図られるものと考えられます。

ウ 緊急使用の期間の特例等（法第 36 条の 2）

- ・ 被災地においては、所有者不明、相続登記未了等の復興整備事業用地が多数存在し、土地収用制度の活用が見込まれます。このような中、土地収用法第123条に規定する緊急使用については、その活用により、裁決申請後収用裁決前に早期の工事着手が可能となり、事業期間を短縮できます。このため、被災地において緊急使用を積極的に活用できるよう、特定大規模災害による被害からの復興を円滑かつ迅速に推進することが困難なケースについても緊急使用の活用が可能であることを明記し、緊急使用の期間を6月から1年に延長しています。

エ 収用委員会の裁決に要する期間（法第 36 条の 4）

- ・ 土地収用法第 46 条第 3 項では収用委員会に対して審理の促進と裁決の遅延防止について努力義務を規定していますが、これは公共事業の円滑かつ迅速な施行を図る観点から一般的な努力義務を課しているものです。これに対し、復興整備事業については、その緊急性に鑑み、明渡裁決の申立から明渡裁決まで6月という具体的な期間を明記して収用委員会に努力義務を課したものですので、収用委員会においては、不明裁決や指名委員制度の活用などによって、手続の一層の迅速化を図ることが重要になります。

(12) 独立行政法人都市再生機構の業務に関する特例（法第37条関係）

シ 独立行政法人都市再生機構の業務に関する特例

- ・独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）は、大都市及び地域社会の中心となる都市の既成市街地において、市街地の整備改善等に関する業務を行うこととしており、その他の地域においては、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、受託業務を行うことができるものとされている。
- ・特定大規模災害への対処にあたっては、被災地方公共団体が、機構に対して業務委託することで、円滑かつ迅速な復興が見込まれる場合には、市街地整備に関する豊富なノウハウや高い業務遂行能力を有する機構に業務を委託する選択肢を設けている。

### 【特例の要件】

- ・本特例は、対象となる事業が法第10条第6項の規定により公表された復興計画に復興整備事業として位置付けられることが要件です。
- ・本特例により、機構が受託可能となる独立行政法人都市再生機構法第11条第3項各号の業務には、土地区画整理事業による宅地の造成や公共施設の整備、防災集団移転促進事業による住宅団地の整備等が含まれます。

### 【留意事項】

- ・機構が業務を受託する場合においても、各事業の施行者は市町村等となりますので、法律に基づいて施行者が行う行為（土地区画整理事業における換地計画の決定や仮換地の指定、防災集団移転促進事業における集団移転促進事業計画の策定等）は、市町村等の名義となります。また、復興計画における復興整備事業の実施主体としても、各事業の施行者である市町村等を記載します。
- ・機構へ業務を委託するにあたっては、委託業務の内容等について別途機構との調整が必要です。

## (13) 農業振興地域の整備に関する法律の特例（法第38条関係）

### ス 農業振興地域の整備に関する法律の特例

- ・土地改良事業等を実施した農地については、農用地区域外に代替地がない、農用地の集団化・担い手への農地の利用集積等に支障がない、事業の完了後8年を経過した土地である場合には除外することが可能である。しかし、復興整備事業として実施される土地改良事業又は復興一体事業は、「災害に強い地域づくり」という地域の目標達成の一翼を担って実施されるものであり、仮に復興計画の期間が満了していない段階で農用地区域からの除外を認めるとなると、当該目標の達成が困難となるおそれがある。
- ・このため、土地改良事業又は復興一体事業が施行された農地を農用地区域から除外することについては、農用地区域の変更に係る要件のいずれかを満たさない場合のほか、復興計画の期間が満了していない場合には、認めないこととする。



### 【特例の概要】

- ・ 本特例の対象となる土地は、復興整備事業の土地改良事業又は復興一体事業による農業生産基盤の整備を実施した農用地等です。

### 【留意事項】

- ・ 本特例により、復興計画の期間中は、中長期にわたり、土地改良事業等により整備された生産性の高い農地が確保され、担い手への農地の利用集積等が進展するものと考えられます。このため、当該農地については、計画期間満了後も、担い手に集積された優良な農地として確保されるよう、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適正な運用が図られるようにすることが適当と考えます。

## 第2 協議会の運営上の留意点

### 1. はじめに

復興計画を実効あるものとして作成・実施していくためには、幅広い関係者の意見を集約し、計画に反映するための仕組みが必要です。また、復興計画を活用して個別法の手続（許認可、ゾーニング、事業計画等）をワンストップで処理するためには、当該手続に係る関係者が一堂に会し、実質的な調整を行うための場を設けることが必要です。このため、復興計画の作成主体となる市町村又は都道府県は、復興協議会を組織することができることとしています。

協議会は、2つの異なる性格の協議事項を協議する場です。

- ・ 復興計画の作成・実施に関し必要な事項
- ・ 許認可、ゾーニング変更、事業計画の作成に関する事項（ワンストップ処理に関する事項）

なお、それぞれの協議事項に応じて分科会を設置することで、協議の円滑化、効率化を図ることが可能です。

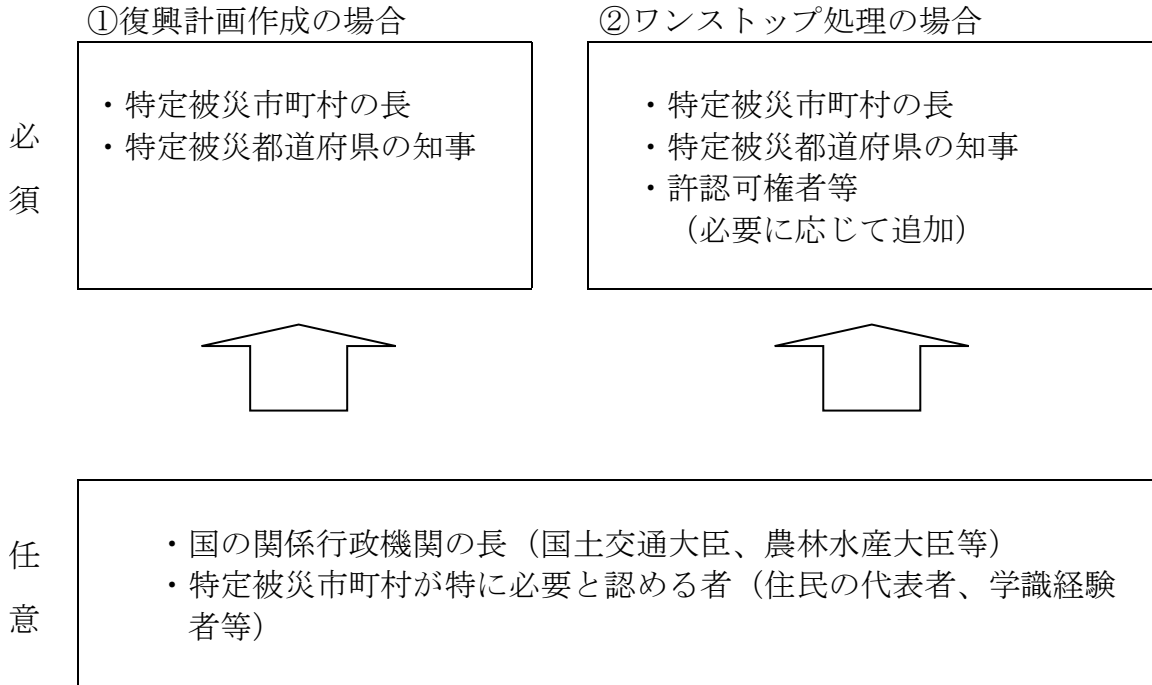
### 2. 協議会の構成員

#### (ア) 復興協議会の構成員

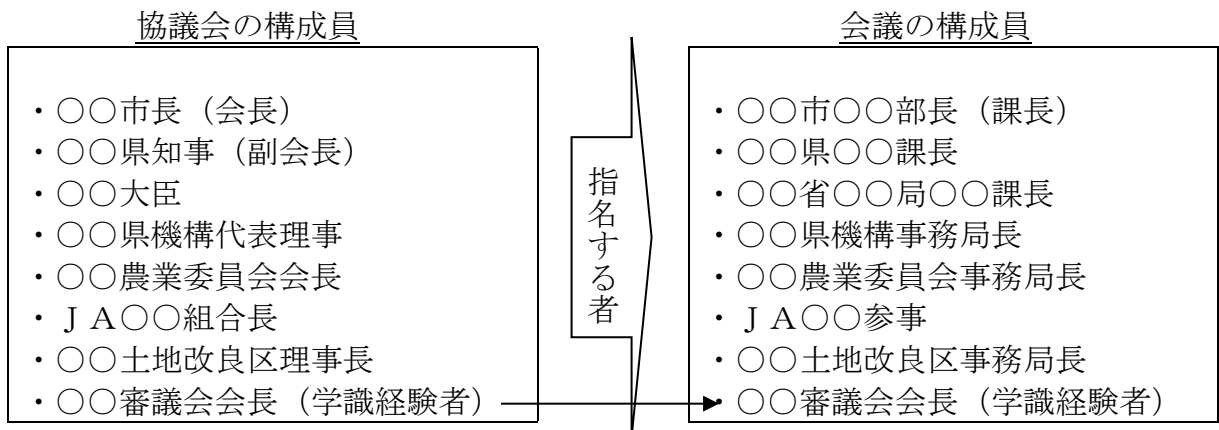
- ・ 復興協議会を組織する場合の構成員については、A及びBを必須とし、C及びDについては必要に応じ加えるものとする。
  - A 特定被災市町村の長
  - B 特定被災都道府県の知事
  - C 国の関係行政機関の長、当該特定被災市町村等が必要と認める者
  - D 各種の個別法の手続をワンストップで処理するため、許可やゾーニング変更時の協議先の関係行政機関の長や施設管理者等

**【留意事項】**

- ・協議会の構成員の構成も協議事項に応じて変更することで、協議の円滑化・効率化を図ることが可能です。



- ・「協議会」は、法に基づく協議を行う組織であり、協議会の構成員は、それを構成する組織上のメンバーであるのに対し、「会議」は、当該協議が実際に行われる場であり、会議の構成員は、会議において実際に協議を行う者をいい、それらの意義・性質は異なります。  
そのため、会議の構成員は、協議会の構成員本人であることは必須ではありません（下記のイメージ参照。詳細は協議会において決定します。）。  
なお、あらかじめ定めた会議の構成員の代理の者が、会議に出席することは可能です。



### 3. 協議会の運営

#### (イ) 復興協議会の運営

- ・復興協議会の運営については、協議会において必要な事項を定めることとしているが、
  - －法定されている協議会の構成員が会議に参加することが困難な場合には、代理の者が対応する
  - －協議会は、復興計画の作成・実施に関して幅広く意見の集約等を行う場合と個別法の手続をワンストップで処理するための協議を行う場合があるため、必要に応じて協議事項別に分科会等を設置することができる
  - －個別法の手続をワンストップで処理する場合であって、当該手続の関係者として協議会の構成員となるべき者が多数に及ぶことが想定されるようなときは、代理参加や参加可能な範囲で機動的に会議を開催するといった対応のほか、協議会によらずに個別に手続を処理するという選択肢も含めて、柔軟に対応するなど、柔軟かつ効率的な運営を図ることが望ましい。
- ・協議会の構成員のうち、個別法の手続をワンストップで処理する場合における当該手続の関係者である構成員においては、当該手続に係る協議・同意等を行うに当たって、復興計画の円滑な実施が図られるよう適切な配慮をするものとする。
- ・なお、許認可手続をワンストップで処理する際の許認可権者の同意等については、会議における協議の場において当該許認可権者の同意等を得ることによって、別途の手続を経ることなく、許認可等があったものとみなすといった円滑な運営が図られることが望ましい。

#### 【留意事項】

- ・定足数・議決等の協議会の運営に関する事項は、協議の前にあらかじめ協議会が定めることが望まれますが、その際には、以下の例のとおり、一般的な復興計画の作成運営に関する事項を協議する場合と、ワンストップ処理に関する事項を協議する場合で、それぞれ別に定めることが可能です。

(例)

|     | ワンストップ処理以外の復興計画の作成実施に関する事項 | ワンストップ処理に関する事項   |
|-----|----------------------------|--|
| 定足数 | 会議の構成員の過半数                 | なし<br>(協議や同意といった法が定める手続の相手方であり、法が求める構成員の全員の出席が必要。全員の出席を求めることが困難な場合には、協議会によらずに個別に手続を経ることも可能。) |

|        |                            |   |
|--------|----------------------------|---|
| 議<br>決 | 出席者の過半数<br>(可否同数の場合は会長が決定) | なし<br>(許認可権者等と法律上の協議者が<br>協議し、最終的には許認可権者等が<br>決定) |
|--------|----------------------------|---|

- ・ 前述のとおり、会議は、協議が実際に行われる場であり、会議の議決が、すなわち協議会の議決となります
- ・ ワンストップ処理に関する事項について協議する場合における協議会及び許認可権者への所定の書類の提出については、許認可権者が協議会の構成員として加わっている場合には、当該書類を協議会に提出することをもって足りることとし、別途、許認可権者に提出する必要はありません。  
(農林水産省・国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則第1条、国土交通省・環境省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則第1条、農林水産省・国土交通省・環境省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則第1条並びに国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則第4条及び第5条の規定による提出義務)
- ・ 許認可手続をワンストップで処理する際の許認可権者の同意等については、万が一、当該同意等に疑義が生じる場合にも備える観点から、例えば、公印を押印した同意書の作成等、一定の要式行為が確認的になされることが考えられますが、この場合においては、当該要式行為は、ワンストップの対象手続の法的効果が発生する復興計画の公表の時点までに実施されることが望まれます。なお、要式行為を必要とする場合であっても、実質的な同意の意思表示は会議においてなされることが望まれます。
- ・ 次のような場合には、協議会によらずに、個別に手続を行うことも可能です。
  - － 会議を開催しないことについて合理的な理由がある場合  
(例)  
復興のための事業が単発的であり、個別に対応した方が効率的である場合  
災害の発生により会議の開催が困難である場合
  - － ワンストップ処理に必要な許認可権者等が協議会の構成員として加えられていない場合
  - － 病気その他のやむを得ない事情により、許認可権者等（代理を含む。）が会議に出席することができない場合

### 第3 復興計画 参考様式集

#### ○復興計画協議書

様式第1 復興計画協議書

#### ○復興計画（本体）

様式第2 復興計画（本体）

#### ○土地利用基本計画の変更等に係る事項の添付資料の参考様式

様式第3 法第12条第1項第4号関係（農業振興地域の変更）  
様式第4 法第12条第1項第5号関係（農用地利用計画の変更）  
様式第5 法第12条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更）  
様式第5-2 法第12条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議）  
様式第6 法第12条第1項第7号関係（保安林の指定又は解除）  
様式第7 法第12条第1項第8号関係（漁港区域の指定、変更又は指定の取消し）

#### ○復興整備事業に関する許認可等に係る事項の添付資料の参考様式

- ① 農地法・農振法（農業振興地域の整備に関する法律）関係共通  
様式第8 法第13条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）
- ② 農地法（4ha超の農地転用）関係  
様式第9 法第13条第1項（平成25年農林水産省令第57号第3条第2項及び平成25年内閣府・農林水産省令第6号第1条第2項）及び第14条第1項関係（農地転用の許可）
- ③ 都市計画法関係  
様式第10 法第13条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）  
様式第11 法第13条第4項第2号関係（都市計画法第43条第1項の建築許可）  
様式第12 法第13条第4項第3号関係（都市計画法第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可）
- ④ 農地法（4ha以下の農地転用）関係  
様式第13 法第13条第4項第4号関係（農地転用の許可）
- ⑤ 農振法関係  
様式第14 法第13条第4項第5号関係（農用地区域内の開発行為の許可）
- ⑥ 森林法関係  
様式第15 法第13条第4項第6号関係（森林法第10条の2第1項の開発許可）  
様式第16 法第13条第4項第7号関係（森林法第34条第1項の許可）  
様式第16-2 法第13条第4項第7号関係（森林法第34条第2項の許可）
- ⑦ 自然公園法関係  
様式第17 法第13条第4項第8号関係（特別地域内工作物の新（改、増）築等の許可）  
様式第17-2 法第13条第4項第8号関係（普通地域内工作物の新（改、増）築等の届出）
- ⑧ 漁港漁場整備法関係  
様式第18 法第13条第4項第9号関係（漁港漁場整備法第39条第1項の許可）

## 様式第1 復興計画協議書

〇〇市町村復興計画協議書

年 月 日

〇〇市町村 復興協議会  
(〇〇県知事 殿)  
(〇〇大臣 殿)

〇〇市町村  
上記代表者 〇〇市町村長

(〇〇県 )  
(上記代表者 〇〇県知事 )

大規模災害からの復興に関する法律第 条第 項の規定により、協議を申出する。  
。

(添付書類) (例)

- ① 〇〇市町村復興計画 (案) (抜粋)
- ② 土地利用方針 (案)
- ③ 総括図 (法第12条第1項第3号関係)
- ④ 計画図 (法第12条第1項第3号関係)
- ⑤ 計画書 (法第12条第1項第3号関係)
- ⑥ 様式第10 (法第13条第4項第1号関係)
- ・
- ・
- ・

# 復興計画（案）

〇〇市

令和〇年〇月〇〇日



|  |      |
|--|------|
| 1 復興計画の区域（計画区域）（法第10条第2項第1号関係）                           |      |
| 2 復興計画の目標（法第10条第2項第2号関係）                                 |      |
| 3 土地利用方針（法第10条第2項第3号関係）                                  |      |
| (1)人口の現状及び将来の見通し、復興計画の区域における土地利用の基本的方向                   |      |
| (2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）                     |      |
| (3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり） |      |
| 4 復興整備事業に係る事項（法第10条第2項第4号関係）                             |      |
| 事業区分   | 図面記号 |
| (1)市街地開発事業   |      |
| (2)土地改良事業  |      |
| (3)復興一体事業  |      |
| 事業に係る事項  |      |

|                     |  |  |
|---------------------|--|--|
| (4) 集団移転促進事業        |  |  |
| (5) 住宅地区改良事業        |  |  |
| (6) 都市施設の整備に関する事業   |  |  |
| (7) 小規模団地住宅施設整備事業   |  |  |
| (8) 津波防護施設の整備に関する事業 |  |  |
| (9) 漁港漁場整備事業        |  |  |
| (10) 保安施設事業         |  |  |
| (11) 液状化対策事業        |  |  |
| (12) 造成宅地滑動崩落対策事業   |  |  |
| (13) 地籍調査事業         |  |  |
| (14) その他施設の整備に関する事業 |  |  |

5 復興整備事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項（法第10条第2項第5号関係）

6 復興計画の期間（法第10条第2項第6号関係）

7 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第10条第2項第5号関係）

| 4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第12条第1項関係） |      |     |                |       |                 |     |    |
|-----------------------------------|------|-----|----------------|-------|-----------------|-----|----|
| 整理番号                              | 事業区分 | 図記号 | 変更等する土地利用基本計画等 | 変更等の別 | 変更等する部分の面積 (ha) |     | 備考 |
|                                   |      |     |                |       | 拡 大             | 縮 小 |    |
| 1                                 |      |     |                |       |                 |     |    |
| 2                                 |      |     |                |       |                 |     |    |
| 3                                 |      |     |                |       |                 |     |    |
|                                   |      |     |                |       |                 |     |    |

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第10条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第12条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第12条第1項に規定する変更、指定、廃止、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の実施により変更等される面積を記載する。

| 4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第13条及び第14条関係） |      |      |                      |                  |              |                           |                      |             |                |                |                       |            |             |
|--|------|------|----------------------|------------------|--------------|---------------------------|----------------------|-------------|----------------|----------------|-----------------------|------------|-------------|
| 整理番号                                   | 事業区分 | 図面記号 | 農地法<br>(4ha超)        | 都市計画法            |              |                           | 農地法<br>(4ha以下)       | 農振法         | 森林法            |                | 自然公園法                 | 漁港漁場整備法    | 港湾法         |
|  |      |      | 第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可 | 第29条第1項・第2項の開発許可 | 第43条第1項の建築許可 | 第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等 | 第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可 | 第15条の2の開発許可 | 第10条の2第1項の開発許可 | 第34条第1項・第2項の許可 | 第20条第3項の許可・第33条第1項の届出 | 第39条第1項の許可 | 第37条第1項の許可等 |
| 1                                      |      |      |                      |                  |              |                           |                      |             |                |                |                       |            |             |
| 2                                      |      |      |                      |                  |              |                           |                      |             |                |                |                       |            |             |

- (注) 1 本様式は、法第13条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法(4ha超)」は、上段には法第13条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第14条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。併せて農林水産大臣が定める書類(様式第9)を添付する。なお、法第10条第1項第1号の地域をその区域とする特定被災市町村等においては、当該復興整備事業に関する事項を記載した復興計画の公表の日の前日までに、様式第9を農林水産大臣に提出する。

様式第3 法第12条第1項第4号関係（農業振興地域の変更）

農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項に規定する  
農業振興地域の変更に関する事項

|      |             |           |       |
|------|-------------|-----------|-------|
| 図面記号 |             |           |       |
| 市町村名 | 農業振興<br>地域名 | 農業振興地域の範囲 | 変更の概要 |
|      |             |           |       |

（注）

- 1 図面記号の欄は、復興計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。
- 2 農業振興地域の範囲は、変更後の農業振興地域の区域を市町村、大字、字、小字及び地番、一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向を記載すること。又は、平面図（2,500分の1程度）にその範囲を表示すること。
- 3 変更の概要は、農業振興地域の拡大又は縮小ごとにその範囲及び面積を記載すること。

様式第4 法第12条第1項第5号関係（農用地利用計画の変更）

農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する  
農用地利用計画の変更に関する事項

| 図面記号                |                     |                      |                     |          |     |
|---------------------|---------------------|----------------------|---------------------|----------|-----|
|                     |                     |                      |                     |          |     |
| 変更前の農<br>用地区域面<br>積 | 農用地区域<br>への編入面<br>積 | 農用地区域<br>からの除外<br>面積 | 変更後の農<br>用地区域面<br>積 | 農業上の用途区分 |     |
|                     |                     |                      |                     | 用途<br>区分 | 面 積 |
| ha                  | ha                  | ha                   | ha                  |          | ha  |
| ( )                 | ( )                 | ( )                  | ( )                 |          | ( ) |

(注)

- 1 図面記号の欄は、復興計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。複数の土地の区域に係る場合は、該当するすべての記号を記載すること。
- 2 各面積欄には、面積の下に「うち農地面積」を（ ）書きで記載すること。
- 3 「農業上の用途区分」は、農業上の用途区分ごとの変更後の面積を記載すること。

農用地利用計画

1 農用地区域

下表の「範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地以外の土地を農用地区域とする。

| 地区・区域<br>番号 | 範 囲 | 除外する土地 | 備 考 |
|-------------|-----|--------|-----|
|             |     |        |     |
|             |     |        |     |

## 2 農業上の用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

| 地区・区域番号 | 農業上の用途区分 |
|---------|----------|
|         |          |
|         |          |

(注)

- 1 農用地区域及び農業上の用途区分は、大字、字、小字及び地番、一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向、平面図等により表示すること。表示に当たって、「区域の範囲」、「除外する土地」など文章表示では明確を期しがたい場合は、その部分について、おおむね2,500分の1程度の平面図を併用して表示すること。
- 2 一定の地物、施設、工作物については、確認した時点を記載すること。
- 3 1 農用地区域の表については、変更前の農用地利用計画に、農用地区域に編入する土地は「範囲」の欄に、農用地区域から除外する土地は「除外する土地」の欄に追記等すること。
- 4 農業上の用途区分は、変更前の農用地利用計画に、当該用途区分（農用地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地）ごとの変更事項を追記等すること。

添付資料

既存の農用地利用計画の図に変更箇所を表示した図面



様式第5 法第12条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた  
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

復興計画に記載する事項

〇〇森林計画区

単位 ha

| 区分                         |  | 変更前森林面積 | 変更後森林面積 | 備考 |
|----------------------------|--|---------|---------|----|
| 総数                         |  |         |         |    |
| 市<br>町<br>村<br>別<br>内<br>訳 |  |         |         |    |
|                            |  |         |         |    |
|                            |  |         |         |    |
|                            |  |         |         |    |
|                            |  |         |         |    |

注1 市町村別に記載するほか、森林計画区ごとに変更前と変更後の森林面積の合計を記載する。

注2 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の民有林とする旨記載する。

添付書類

「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（平成12年5月8日付け12林野計第188号林野庁長官通知）の附録第6号により作成した変更する区域に係る森林計画図。

## 様式第5-2 法第12条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議）

### 森林法第5条第1項の規定によりたてられた 地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

#### 協議に関する事項

単位 ha

| 所 在 |    |   |    | 復興整備事業の<br>名称及び種類 | 面 積 | 備 考 |
|-----|----|---|----|-------------------|-----|-----|
| 市町村 | 大字 | 字 | 地番 |                   |     |     |
|     |    |   |    |                   |     |     |

注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。

注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。

注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。

注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。

注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

#### 添付書類

- 1 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

## 様式第6 法第12条第1項第7号関係（保安林の指定又は解除）

森林法第25条の2、第26条の2に規定する保安林の指定又は解除に関する事項

（注）森林法の特例措置（保安林の指定又は解除）を必要とする場合に記載すること。

| 森林の所在場所 |    |    |   |    | 全面積    |  | 要指定<br>(解除)<br>実測又は<br>見込面積 |  | 備考 |
|---------|----|----|---|----|--------|--|-----------------------------|--|----|
| 市郡      | 町村 | 大字 | 字 | 地番 | 実測又は見込 |  |                             |  |    |
|         |    |    |   |    | ha     |  | ha                          |  |    |
|         |    |    |   |    |        |  |                             |  |    |
|         |    |    |   |    |        |  |                             |  |    |

### 添付書類

- 1 指定・解除調書
- 2 指定・解除調査地図（ただし、法第10条第2項第3号に規定する土地利用方針に添付する図面等に必要な事項が記載されている場合は省略可能とする。）
- 3 位置図
- 4 その他必要な書類
  - ※ 保安林を森林以外の用途に供することを目的とする場合は以下を添付すること。
    - (1) 転用の目的に係る事業又は施設に関する計画書
    - (2) 転用に伴って失われる当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設の設置に関する計画書
    - (3) 上記(1)、(2)の事業又は施設の設置について行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）

### 注意事項

- 1 面積は、小数第4位まで記載すること。
- 2 調書及び図面等については、本マニュアルによるほか、「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」（昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知）、「保安林指定調書等の様式について」（昭和45年8月8日付け45林野治第1553号林野庁長官通知）その他の関係通知等に準じて事務を処理されたい。

様式第7 法第12条第1項第8号関係（漁港区域の指定、変更又は指定の取消し）

漁港漁場整備法第6条に規定する漁港区域の指定、変更又は指定の取消しに関する事項

【指定】

新 漁 港 の 区 域 調 書

| 漁 港 の 名 称   | 漁 港 の 種 類 | 所 在 地           | 漁 港 の 区 域 |     | 備 考 |
|-------------|-----------|-----------------|-----------|-----|-----|
|             |           |                 | 水 域       | 陸 域 |     |
| ふりがな<br>○○○ |           | 郡 市 大字<br>町 村 字 |           |     |     |

都道県名

注：漁港の区域記載例

(水域) ○○市○○の次のア点からエ点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

- ア点 北緯○○度○○分○○秒○○○○
- 東経○○○度○○分○○秒○○○○
- イ点 北緯○○度○○分○○秒○○○○
- 東経○○○度○○分○○秒○○○○
- ウ点 北緯○○度○○分○○秒○○○○
- 東経○○○度○○分○○秒○○○○
- エ点 北緯○○度○○分○○秒○○○○
- 東経○○○度○○分○○秒○○○○

(陸域) 水域の欄に規定するイ点、ア点、エ点、ウ点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた地域

【変更】

新漁港の区域の変更の区域調書  
都道県名

| 区分  | 漁港の名称       | 漁港の種類 | 所在地         | 漁港の区域 |    |    | 備考 |
|-----|-------------|-------|-------------|-------|----|----|----|
|     |             |       |             | 水域    | 陸域 | 区域 |    |
| 変更前 | ふりがな<br>○ ○ |       | 郡市大字<br>町村字 |       |    |    |    |
| 変更後 | ふりがな<br>○ ○ |       | 郡市大字<br>町村字 |       |    |    |    |

注：変更前の欄の漁港の名称（所在地）、漁港の種類及び漁港の区域の各欄には、漁港の指定の告示（漁港の指定内容の変更の告示）があったものについては最終的な内容）により、当該各欄に相当事項を記載すること。

他の区域との関係調書

| 重複する区域等の区分 | 名称 | 種類 | 管理者 | 所在地 | 区 | 域 | 指定年月日<br>告示番号 | 備考 |
|------------|----|----|-----|-----|---|---|---------------|----|
| (1) 港湾関係   |    |    |     |     |   |   |               |    |
| (2) 海岸保全区域 |    |    |     |     |   |   |               |    |
| (3) 河川区域   |    |    |     |     |   |   |               |    |
| (4) その他    |    |    |     |     |   |   |               |    |

注：この表は、新漁港の区域が海岸保全区域、河川区域又は港湾区域（港湾法第56条の公告水域を含む。）と重複して存するか又は接して存する場合に記載すること。

様式第8 法第13条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

1 復興計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

- (注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。  
 (2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）

② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

- (注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。  
 (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る特定被災都道府県の知事の意見（法第13条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調査

(別紙様式 1)

| 図面<br>記号 | 地区名 | 復興整備<br>事業の種類 | 土地の主な<br>用途の種類 | 面 積            |                  |                   | 事業<br>主体 | 施<br>予<br>年<br>度 | 予定人口<br>(世帯数)<br>の規模等 | 土地利用<br>区 分 | 移転元との関連 |
|----------|-----|---------------|----------------|----------------|------------------|-------------------|----------|------------------|-----------------------|-------------|---------|
|          |     |               |                | うち<br>農地<br>面積 | うち<br>農振地<br>域面積 | うち<br>農用地<br>区域面積 |          |                  |                       |             |         |
|          |     |               |                |                |                  |                   |          |                  |                       |             |         |
|          |     |               |                |                |                  |                   |          |                  |                       |             |         |
| 計        |     |               |                |                |                  |                   |          |                  |                       |             |         |

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は特定被災都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して特定被災市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興計画及び土地利用方針に記載されているもの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第10条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。



2 調整措置概要

地区名： 地区 (別紙様式 2)

| ① 農業関係施策との調整状況                     |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|------------------------------------|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業関係施策<br>図面番号                     | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|                                    |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|                                    |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|                                    |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策                 |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定 |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであつて、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

様式第9 法第13条第1項（平成25年農林水産省令第57号第3条第2項及び平成25年内閣府・農林水産省令第6号第1条第2項）及び第14条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（計画区域において4ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第4条第1項の許可に関する事項

|   |     |     |      |
|---|-----|-----|------|
| 法第13条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等 | 事業名 | 地区名 | 事業主体 |
|   |     |     |      |

|                                    |             |     |     |     |           |                |        |       |
|------------------------------------|-------------|-----|-----|-----|-----------|----------------|--------|-------|
| 図面記号                               | 事業主体の住所（※1） |     |     |     |           |                |        |       |
|                                    |             |     |     |     |           |                |        |       |
| 1 土地の所在等                           | 土地の所在       | 地番  | 地目  |     | 面積<br>(㎡) | 耕作者の氏名<br>(※2) | 土地利用区分 |       |
|                                    |             |     | 登記簿 | 現況  |           |                | 農振法    | 都市計画法 |
|                                    |             |     |     |     |           |                |        |       |
|                                    | 計           | ㎡（田 |     | ㎡ 畑 | ㎡）        |                |        |       |
| 2 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要 |             |     |     |     |           |                |        |       |

記載上の注意事項

- 1 法第10条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 2 図面記号の欄は、復興計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。

添付資料

- 1 土地の位置を示す地図（2,500分の1程度）及び土地の登記事項証明書
- 2 転用する行為の妨げとなる権利を有する者の同意の証明書
- 3 被災関連市町村等以外の者が事業を実施する場合は、事業実施に必要な資金計画
- 4 土地改良区の地区内にある場合は、当該土地改良区の意見書
- 5 その他参考となるべき書類

（注意）

- 1 ※1、※2の欄及び添付資料については、個人情報保護の観点から必要な配慮を行うこと。
- 2 法第14条第1項の規定に基づき、法第13条第1項又は第2項の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業に関する事項が記載された復興計画が法第10条第6項の規定により公表された場合は、復興整備事業の事業主体に対して、その旨及び農地法第4条第1項の許可があったものとみなされたことを本様式を添付して書面により通知すること。

なお、当該書面は不動産登記法の規定による登記の申請に必要となることに留意すること。

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

|   |     |     |      |
|---|-----|-----|------|
| 法第13条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等 | 事業名 | 地区名 | 事業主体 |
|   |     |     |      |

|                                    |       |             |             |               |                |                               |            |        |            |
|------------------------------------|-------|-------------|-------------|---------------|----------------|-------------------------------|------------|--------|------------|
| 図面記号                               |       |             |             |               |                |                               |            |        |            |
|                                    |       |             |             |               |                |                               |            |        |            |
| 1 当事者の住所等<br>(※1)                  | 当事者の別 | 氏 名         |             |               | 住 所            |                               |            |        |            |
|                                    | 譲 受 人 |             |             |               |                |                               |            |        |            |
|                                    | 譲 渡 人 |             |             |               |                |                               |            |        |            |
| 2 土地の所在等                           | 土地の所在 | 地 番         | 地 目         |               | 面 積<br><br>(㎡) | 所有権以外の使用収益権が設定されている場合<br>(※2) |            | 土地利用区分 |            |
|                                    |       |             | 登記簿         | 現 況           |                | 権利の種 類                        | 権利者の氏名又は名称 | 農振法    | 都 市<br>計画法 |
|                                    |       |             |             |               |                |                               |            |        |            |
|                                    |       |             |             |               |                |                               |            |        |            |
|                                    | 計     | ㎡ (田 ㎡ 畑 ㎡) |             |               |                |                               |            |        |            |
| 3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容            | 権利の種類 | 権利の設定、移転の別  | 権利の設定、移転の時期 | 権 利 の<br>存続期間 | その他            |                               |            |        |            |
|                                    |       |             |             |               |                |                               |            |        |            |
| 4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要 |       |             |             |               |                |                               |            |        |            |

記載上の注意事項

- 1 法第10条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 2 図面記号の欄は、復興計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。
- 3 「当事者の住所等」の欄は、法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。
- 4 譲渡人が2人以上である場合には、1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載すること。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとすること。

(別紙1) 1の欄 当事者の住所等(※1)

| 当事者の別 | 氏名 | 住所 |
|-------|----|----|
| 譲受人   |    |    |
| 譲渡人   |    |    |
|       |    |    |
|       |    |    |
|       |    |    |

(別紙2) 2の欄 土地の所在等

| 譲渡人の氏名(※1) | 所在 | 地番 | 地目                |    | 面積(m <sup>2</sup> ) | 所有権以外の使用収益権が設定されている場合(※2) |                  | 土地利用区分 |       |
|------------|----|----|-------------------|----|---------------------|---------------------------|------------------|--------|-------|
|            |    |    | 登記簿               | 現況 |                     | 権利の種類                     | 権利者の氏名又は名称       | 農振法    | 都市計画法 |
|            |    |    |                   |    |                     |                           |                  |        |       |
|            |    |    |                   |    |                     |                           |                  |        |       |
|            |    |    |                   |    |                     |                           |                  |        |       |
|            |    |    |                   |    |                     |                           |                  |        |       |
| 計 筆        |    |    | m <sup>2</sup> (田 |    | m <sup>2</sup> 、畑   |                           | m <sup>2</sup> ) |        |       |

(注) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

添付資料

- 1 土地の位置を示す地図(2,500分の1程度)及び土地の登記事項証明書
- 2 転用する行為の妨げとなる権利を有する者の同意の証明書
- 3 被災関連市町村等以外の者が事業を実施する場合は、事業実施に必要な資金計画
- 4 土地改良区の地区内にある場合は、当該土地改良区の意見書
- 5 その他参考となるべき書類

(注意)

- 1 ※1、※2の欄及び添付資料については、個人情報保護の観点から必要な配慮を行うこと。
- 2 法第14条第1項の規定に基づき、法第13条第1項又は第2項の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業に関する事項が記載された復興計画が法第10条第6項の規定により公表された場合は、復興整備事業の農地法第5条第1項の許可に係る権利の設定又は移転の当事者に対して、その旨及び農地法第5条第1項の許可があったものとみなされたことを本様式に添付して書面により通知すること。

なお、当該書面は不動産登記法の規定による登記の申請に必要となることに留意すること。

様式第10 法第13条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

|                       |  |        |
|-----------------------|--|--------|
| 開発行為をしようとする者 住所<br>氏名 |  | ※手数料欄  |
| 開発行為の概要               | 1 開発区域に含まれる地域の名称                       |        |
|                       | 2 開発区域の面積                              | 平方メートル |
|                       | 3 予定建築物等の用途                            |        |
|                       | 4 工事施行者住所氏名                            |        |
|                       | 5 工事着手予定年月日                            | 年 月 日  |
|                       | 6 工事完了予定年月日                            | 年 月 日  |
|                       | 7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別 |        |
|                       | 8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由                |        |
|                       | 9 その他必要な事項                             |        |
| ※ 受付番号                | 年 月 日 第 号                              |        |
| ※ 同意に付した条件            |  |        |
| ※ 同意番号                | 年 月 日 第 号                              |        |

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が特定被災市町村等である場合においては、住所の記載を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。



様式第12 法第13条第4項第3号関係（都市計画法第59条第1項から第4項までの  
都市計画事業の認可）

都市計画法第59条第1項から第4項までの認可又は承認に関する事項

1. 都市計画事業を施行しようとする者

住所

氏名又は名称

2. 都市計画事業の種類及び名称

3. 事業計画

イ. 事業地

(1) 収用の部分

(2) 使用の部分

ロ. 設計の概要

ハ. 事業施行期間

備考 特定被災市町村等が都市計画事業を施行しようとする場合においては、住所の記載を省略することができる。  
。

### 様式第13 法第13条第4項第4号関係（農地転用の許可）

農地法（4ha以下の農地転用の場合）

#### 農地法第4条第1項の許可に関する事項

| 図面記号                               | 事業名   | 地区名 | 事業主体 |     | 住 所（※1）    |                    |        |       |  |
|------------------------------------|-------|-----|------|-----|------------|--------------------|--------|-------|--|
| 1 土地の所在等                           | 土地の所在 | 地番  | 地 目  |     | 面 積<br>(㎡) | 耕作者の<br>氏名<br>(※2) | 土地利用区分 |       |  |
|                                    |       |     | 登記簿  | 現 況 |            |                    | 農振法    | 都市計画法 |  |
|                                    |       |     |      |     |            |                    |        |       |  |
|                                    |       |     | 計    | ㎡（田 |            |                    | ㎡ 畑    | ㎡）    |  |
| 2 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要 |       |     |      |     |            |                    |        |       |  |

#### 記載上の注意事項

- 1 法第10条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 2 図面記号の欄は、復興計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。

#### 添付資料

- 1 復興計画が法第10条第1項第1号に掲げる地域（特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域及びその隣接・近接地域）をその区域とする被災関連市町村等が作成したものである場合は、農林水産省・国土交通省・環境省告示第4号へに規定する事項を記載した書類（様式第8）
- 2 土地の位置を示す地図（2,500分の1程度）及び土地の登記事項証明書
- 3 転用する行為の妨げとなる権利を有する者の同意の証明書
- 4 被災関連市町村等以外の者が事業を実施する場合は、事業実施に必要な資金計画
- 5 土地改良区の地区内にある場合は、当該土地改良区の意見書
- 6 その他参考となるべき書類

#### (注意)

- 1 ※1、※2の欄及び添付資料については、個人情報保護の観点から必要な配慮を行うこと。
- 2 法第14条第3項の規定に基づき、復興計画が法第10条第6項の規定により公表された場合は、復興整備事業の事業主体に対して、その旨及び農地法第4条第1項の許可があったものとみなされたことを本様式を添付して書面により通知すること。  
なお、当該書面は不動産登記法の規定による登記の申請に必要となることに留意すること。



農地法第5条第1項の許可に関する事項

| 図面記号                               | 事業名   | 地区名         | 事業主体        |               |            |                               |            |        |            |
|------------------------------------|-------|-------------|-------------|---------------|------------|-------------------------------|------------|--------|------------|
|                                    |       |             |             |               |            |                               |            |        |            |
| 1 当事者の住所等<br>(※1)                  | 当事者の別 | 氏 名         |             |               | 住 所        |                               |            |        |            |
|                                    | 譲 受 人 |             |             |               |            |                               |            |        |            |
|                                    | 譲 渡 人 |             |             |               |            |                               |            |        |            |
| 2 土地の所在等                           | 土地の所在 | 地 番         | 地 目         |               | 面 積<br>(㎡) | 所有権以外の使用収益権が設定されている場合<br>(※2) |            | 土地利用区分 |            |
|                                    |       |             | 登記簿         | 現 況           |            | 権利の種 類                        | 権利者の氏名又は名称 | 農振法    | 都 市<br>計画法 |
|                                    |       |             |             |               |            |                               |            |        |            |
|                                    |       |             |             |               |            |                               |            |        |            |
|                                    | 計     | ㎡ (田 ㎡ 畑 ㎡) |             |               |            |                               |            |        |            |
| 3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容            | 権利の種類 | 権利の設定、移転の別  | 権利の設定、移転の時期 | 権 利 の<br>存続期間 | その他        |                               |            |        |            |
|                                    |       |             |             |               |            |                               |            |        |            |
| 4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要 |       |             |             |               |            |                               |            |        |            |

記載上の注意事項

- 1 法第10条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 2 図面記号の欄は、復興計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。
- 3 「当事者の住所等」の欄は、法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。
- 4 譲渡人が2人以上である場合には、1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載すること。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとすること。

(別紙1) 1の欄 当事者の住所等 (※1)

|       |    |    |
|-------|----|----|
| 当事者の別 | 氏名 | 住所 |
| 譲受人   |    |    |
| 譲渡人   |    |    |
|       |    |    |
|       |    |    |

(別紙2) 2の欄 土地の所在等

| 譲渡人の氏名 (※1) | 所在 | 地番 | 地目  |     | 面積 (㎡) | 所有権以外の使用収益権が設定されている場合(※2) |            | 土地利用区分 |       |
|-------------|----|----|-----|-----|--------|---------------------------|------------|--------|-------|
|             |    |    | 登記簿 | 現況  |        | 権利の種類                     | 権利者の氏名又は名称 | 農振法    | 都市計画法 |
|             |    |    |     |     |        |                           |            |        |       |
|             |    |    |     |     |        |                           |            |        |       |
|             |    |    |     |     |        |                           |            |        |       |
| 計 筆         |    | ㎡  | (田  | ㎡、畑 | ㎡)     |                           |            |        |       |

(注) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

添付資料

- 復興計画が法第10条第1項第1号に掲げる地域(特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域及びその隣接・近接地域)をその区域とする被災関連市町村等が作成したものである場合は、農林水産省・国土交通省・環境省告示第4号へに規定する事項を記載した書類(様式第8)
- 土地の位置図(2,500分の1程度)及び登記事項証明書
- 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の証明書
- 被災関連市町村等以外の者が事業を実施する場合は、事業実施に必要な資金計画
- 土地改良区の地区内にある場合は、当該土地改良区の意見書
- その他参考となるべき書類

(注意)

- ※1、※2の欄及び添付資料については、個人情報保護の観点から必要な配慮を行うこと。
- 法第14条第3項の規定に基づき、復興計画が法第10条第6項の規定により公表された場合は、復興整備事業の農地法第5条第1項の許可に係る権利の設定又は移転の当事者に対して、その旨及び農地法第5条第1項の許可があったものとみなされたことを本様式を添付して書面により通知すること。  
なお、当該書面は不動産登記法の規定による登記の申請に必要となることに留意すること。

様式第 1 4 法第 13 条第 4 項第 5 号関係（農用地区域内の開発行為の許可）

農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2 第 1 項の許可に関する事項

| 図面記号   | 事業名   | 地区名 | 事業主体 |    |                | 住 所（※1）         |                          |  |
|--|-------|-----|------|----|----------------|-----------------|--------------------------|--|
| 1 開発行為に係る土地の所在、地番、地目、面積等                             | 土地の所在 | 地 番 | 地 目  |    | 面積             | 農用地利用計画で指定された用途 | 土地の所有者<br>使用収益権者<br>（※2） |  |
|  |       |     | 登記簿  | 現況 |                |                 |                          |  |
|  |       |     |      |    | m <sup>2</sup> |                 |                          |  |
| 2 開発行為後の土地又は建築物等の用途                                  |       |     |      |    |                |                 |                          |  |
| 3 周辺の農用地等の災害の発生及び農業用排水施設の有する機能に支障を生ずることを防止するための措置の概要 |       |     |      |    |                |                 |                          |  |

記載上の注意事項

- 1 法第 10 条第 2 項第 4 号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 2 図面記号の欄は、復興計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。

添付資料

- 1 復興計画が法第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる地域（特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域及びその隣接・近接地域）をその区域とする被災関連市町村等が作成したものである場合は、平成 25 年農林水産省・国土交通省・環境省告示第 1 号口に規定する事項を記載した書類（別紙様式第 8）
- 2 土地の位置及びその付近の状況を明らかにした図面（2,500 分の 1 程度）

（注意）

- 1 ※1、※2の欄については、個人情報保護の観点から必要な配慮を行うこと。
- 2 法第 14 条第 2 項の規定に基づき、復興計画が法第 10 条第 6 項の規定により公表された場合は、復興整備事業の事業主体に対して、その旨及び農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2 第 1 項の許可があったものとみなされたことを本様式を添付して書面により通知すること。

## 様式第 15 法第 13 条第 4 項第 6 号関係（森林法第 10 条の 2 第 1 項の開発許可）

### 森林法第 10 条の 2 第 1 項の開発許可に関する事項

（注）森林法の特例措置（林地開発許可）を必要とする場合に記載すること。

| 開発行為に係る森林の<br>所在場所  | 市郡 | 町村 | 大字 | 字 | 地番 |
|---------------------|----|----|----|---|----|
| 開発行為に係る森林の<br>土地の面積 |    |    |    |   |    |
| 開発行為の着手予定年月日        |    |    |    |   |    |
| 開発行為の完了予定年月日        |    |    |    |   |    |
| 備 考                 |    |    |    |   |    |

#### 添付書類

- 1 開発行為に関する計画書
- 2 開発行為に関する森林の位置図及び区域図
- 3 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
- 4 その他参考となるべき書類

#### 注意事項

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第 4 位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続きの状況を記載すること。
- 3 開発行為の着手予定・完了予定年月日については、法第 10 条第 2 項第 4 号に定める復興整備事業の実施予定期間に記載されている場合は省略可能とする。
- 4 計画書及び図面等については、本マニュアルによるほか、「開発行為の許可の申請書に添付する位置図、区域図、及び計画書について」（昭和 49 年 10 月 31 日付け 49 林野治第 2522 号林野庁長官通知）その他の関係通知等に準じて事務を処理されたい。

## 様式第 16 法第 13 条第 4 項第 7 号関係（森林法第 34 条第 1 項の許可）

### 森林法第 34 条第 1 項の許可に関する事項

（注）森林法の特例措置（保安林の伐採許可）を必要とする場合に記載すること

#### ア. 立木の伐採に関する計画書

| 年度 | 保安林の指定の目的 |    |    |   |    | 伐採の方法 | 伐採する立木の樹種及び年齢        | 伐採面積及び伐採立木材積 | 伐採の期間 | 備考 |
|----|-----------|----|----|---|----|-------|----------------------|--------------|-------|----|
|    | 森林の所在場所   |    |    |   |    |       |                      |              |       |    |
|    | 市郡        | 町村 | 大字 | 字 | 地番 |       |                      |              |       |    |
|    |           |    |    |   |    |       | ha (m <sup>3</sup> ) |              |       |    |

#### イ. 図面

- 添付する図面の様式は、規則第 15 条の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずることとし、伐採する区域を明示すること。ただし、皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の区域も明示すること。
- 図面については、法第 10 条第 2 項第 3 号に規定する土地利用方針に添付する図面等に必要事項が記載されている場合は省略可能とする。

#### 注意事項

- 計画書は、指定施業要件を定めるについて同一の単位とされる保安林等ごとに作成すること。
- 伐採の方法別には、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 伐採する立木の樹種及び年齢欄には、樹種別に行を分けて記載し、立木の年齢は、伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「○～○」のように記載すること。
- 伐採面積及び伐採立木材積欄には、皆伐による場合にあっては伐採立木材積の記載を要しない。
- 伐採の面積は、実測又は見込みとし、小数第 4 位まで記載すること。
- 備考欄には、次の事項を記載すること。
  - 皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
  - 伐採跡地について行う植栽の時期
- 計画書及び図面等については、本マニュアルによるほか、「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」（昭和 45 年 6 月 2 日付け 45 林野治第 921 号林野庁長官通知）その他の関係通知等に準じて事務を処理されたい。

## 様式第 16-2 法第 13 条第 4 項第 7 号関係（森林法第 34 条第 2 項の許可）

### 森林法第 34 条第 2 項の許可に関する事項

（注）森林法の特例措置（保安林の作業許可）を必要とする場合に記載すること。

#### ア. 土地の形質の変更等に関する計画書

| 森林（土地）の所在場所 |    | 市郡 | 町村 | 大字 | 字 | 地番 |
|-------------|----|----|----|----|---|----|
| 保安林の指定の目的   |    |    |    |    |   |    |
| 行為の方法       |    |    |    |    |   |    |
| 期間          | 始期 |    |    |    |   |    |
|             | 終期 |    |    |    |   |    |
| 備考          |    |    |    |    |   |    |

#### イ. 図面

- 添付する図面の様式は、規則第 15 条の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。
- 図面については、法第 10 条第 2 項第 3 号に規定する土地利用方針に添付する図面等に必要事項が記載されている場合は省略可能とする。

#### 注意事項

- 申請書は、行為を行なうべき箇所ごとに作成すること。
- 行為の方法欄には、次の事項を記載すること。
  - 立竹の伐採にあつては、伐採面積、伐採する立木の年齢及び束数並びに伐採跡地の取扱い
  - 立木の損傷にあつては、損傷の目的、損傷する立木の樹種、年齢、本数及び面積並びに損傷後の取扱い
  - 家畜の放牧にあつては、放牧面積、家畜の種類及び頭数並びに管理方法
  - 下草、落葉又は落枝の採取にあつては、採取物の種類及び数量並びに採取方法
  - 土石又は樹根の採掘にあつては、採掘の目的、種類（土石の採掘の場合に限る。）、面積、方法及び数量、採掘設備、土地の形質の変更の状況並びに採掘後の取扱い
  - 開墾にあつては、開墾の目的、面積及び方法、土地の形質の変更の状況並びに開墾地に係る使用目的達成後の取扱い
  - 土石及び樹根の採掘並びに開墾以外の土地の形質を変更する行為にあつては、変更の目的、行為の種類、内容及び面積、土地の形質の変更の状況、施設設備並びに行為地に係る使用目的の達成後の取扱い
- 面積を記載する場合は、実測又は見込みにより、ヘクタールを単位とし、小数第 4 位まで記載すること。
- 期間については、法第 10 条第 2 項第 5 号に定める復興整備事業の実施予定期間に記載されている場合は省略可能とする。
- 計画書及び図面等については、本マニュアルによるほか、「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」（昭和 45 年 6 月 2 日付け 45 林野治第 921 号林野庁長官通知）その他の関係通知等に準じて事務を処理されたい。

様式第 17 法第13条第 4 項第 8 号関係（特別地域内工作物の新（改、増）築等の許可）

自然公園法第 20 条第3項の特例措置

|                               |                             |       |
|-------------------------------|-----------------------------|-------|
| 自然公園法第 20 条第3項の特例の適用を受けようとする者 | 住 所                         |       |
|                               | 氏 名<br>(法人等にあつては、名称及び代表者氏名) |       |
| 国立・国定公園名                      |                             |       |
| 目 的                           |                             |       |
| 場 所                           |                             |       |
| 行為地及びその付近の状況                  |                             |       |
| 行<br>為<br>の<br>内<br>容         | 工作物の新改増築                    |       |
|                               | 木竹の伐採                       |       |
|                               | 鉱物の掘採又は土石の採取                |       |
|                               | 水位(水量)に増減を及ぼさせる行為           |       |
|                               | 広告物の設置等                     |       |
|                               | 土地の形状変更等                    |       |
|                               | その他の関連行為                    |       |
| 施行後の周辺の取扱                     |                             |       |
| 予<br>定<br>日                   | 着 手                         | 年 月 日 |
|                               | 完 了                         | 年 月 日 |
| 備 考                           |                             |       |

(注) 1 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。なお、これらが地

域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあつては、「別紙と同じ」と記載すること。

- 2「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生、着生する動植物等周辺の状況を示す上で必要な事項及び水位(水量)に増減を及ぼさせる行為がある場合は現在の水位(水量)(一定の期間ごとに水位(水量)が異なる場合には、その期間別の水位(水量))(水量の単位は立方メートル毎秒)を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 3「工作物の新設増築」欄には、工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩を記載すること。主たる行為である場合はその旨を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 4 「木竹の伐採」欄には、伐採樹種、伐採面積、伐採本数を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 5 「鉱物の掘採又は土石の採取」欄には、鉱物(土石)の種類、掘採(採取)方法、掘採(採取)量、掘採(採取)設備、掘採(採取)に伴い土地の形状を変更する面積、掘採(採取)後の土地の形状を記載すること。主たる行為である場合はその旨を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 6「水位(水量)に増減を及ぼさせる行為」欄には、水位(水量)の増減の及ぶ範囲、水位(水量)の増減の原因となる行為・設備等、水位(水量)の増減の内容(当該行為による水位(最高水位、最低水位等)又は水量(取水量、放流量等)の変化)を記載すること。一定の期間ごとに水位(水量)の増減の内容が異なる場合には、その期間別に記入すること。主たる行為である場合はその旨を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 7「広告物の設置等」欄には、独立して設置する場合の敷地面積、広告物を掲出又は表示する広告物の種類及びその箇所、規模及び構造、主要材料、色彩、表示の内容を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 8「土地の形状変更等」欄には、土地の形状を変更する面積、工事の方法、変更後の土地の形状を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 9 「その他の関連行為」欄には、支障となる動植物の除去、残土量とその処理方法、工事用仮工作物の設置等、当該行為に伴う行為の内容を具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 10「施行後の周辺の取扱」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致景観の保護のために行う措置を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 11「予定日」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあつては、「別紙と同じ」と記載すること。行為ごとに期間が異なる場合は、それぞれ記載すること。
- 12 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
  - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合にあつては、その手続の進捗状況
  - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合にあつては、土地所有者の諾否又はその見込み
  - ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件



(添付書類)

自然公園法施行規則第11条各号に規定する許可基準を満たしていることを示す以下の書類を添付すること。ただし、行為の規模が大きいため、各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図  
(立面図に彩色したものでも可)
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の修景図
- (5) (1)から(4)までに掲げる図面について、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。
- (6) 行為(道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)の場所の面積が1ヘクタール以上である場合、行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築(自然公園法の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。)である場合又は行為が当該行為の場所若しくはその周辺の風致若しくは景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認められる場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書類
  - ① 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質
  - ② 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
  - ③ 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
  - ④ 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあっては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果
- (7) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

様式第 17-2 法第13条第 4 項第 8 号関係（普通地域内工作物の新（改、増）築等の届出）

自然公園法第 33 条第1項の特例措置

|                               |                                  |       |
|-------------------------------|----------------------------------|-------|
| 自然公園法第 33 条第1項の特例の適用を受けようとする者 | 住 所                              |       |
|                               | ふりがな<br>氏 名（法人等にあつては、名 称及び代表者氏名） |       |
| 国立・国定公園名                      |                                  |       |
| 目 的                           |                                  |       |
| 場 所                           |                                  |       |
| 行 為 地 及 び<br>その 付 近 の 状<br>況  |                                  |       |
| 行<br>為<br>の<br>内<br>容         | 工作物の新改増築                         |       |
|                               | 鉱物の掘採又は<br>土石の採取                 |       |
|                               | 水位（水量）に増 減を及<br>ぼさせる行為           |       |
|                               | 広告物の設置等                          |       |
|                               | 土地の形状変更等                         |       |
|                               | その他の関連行為                         |       |
| 施行後の周辺の取 扱                    |                                  |       |
| 予<br>定<br>日                   | 着 手                              | 年 月 日 |
|                               | 完 了                              | 年 月 日 |
| 備 考                           |                                  |       |

(注) 1 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記載すること。なお、これらが地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあつては、「別紙

と同じ」と記載すること。

- 2「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生、着生する動植物等周辺の状況を示す上で必要な事項及び水位(水量)に増減を及ぼさせる行為がある場合は現在の水位(水量)(一定の期間ごとに水位(水量)が異なる場合には、その期間別の水位(水量))(水量の単位は立方メートル毎秒)を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 3「工作物の新設増築」欄には、工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩を記載すること。主たる行為である場合はその旨を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 4 「鉱物の掘採又は土石の採取」欄には、鉱物(土石)の種類、掘採(採取)方法、掘採(採取)量、掘採(採取)設備、掘採(採取)に伴い土地の形状を変更する面積、掘採(採取)後の土地の形状を記載すること。主たる行為である場合はその旨を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 5「水位(水量)に増減を及ぼさせる行為」欄には、水位(水量)の増減の及ぶ範囲、水位(水量)の増減の原因となる行為・設備等、水位(水量)の増減の内容(当該行為による水位(最高水位、最低水位等)又は水量(取水量、放流量等)の変化)を記載すること。一定の期間ごとに水位(水量)の増減の内容が異なる場合には、その期間別に記入すること。主たる行為である場合はその旨を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 6「広告物の設置等」欄には、独立して設置する場合の敷地面積、広告物を掲出又は表示する広告物の種類及びその箇所、規模及び構造、主要材料、色彩、表示の内容を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 7「土地の形状変更等」欄には、土地の形状を変更する面積、工事の方法、変更後の土地の形状を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 8「その他の関連行為」欄には、支障となる動植物の除去、残土量とその処理方法、工事前仮工作物の設置等、当該行為に伴う行為の内容を具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 9「施行後の周辺の取扱」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致景観の保護のために行う措置を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 10「予定日」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。行為ごとに期間が異なる場合は、それぞれ記載すること。
- 11 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
  - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合にあっては、その手続の進捗状況
  - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合にあっては、土地所有者の諾否又はその見込み
  - ウ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

#### (添付書類)

以下の書類を添付すること。ただし、行為の規模が大きい場合、各号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真

- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図  
(立面図に彩色したもので可)
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の修景図
- (5) (1)から(4)までに掲げる図面について、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。
- (6) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

様式第 18 法第13条第 4 項第 9 号関係（漁港漁場整備法第39条第 1 項の許可）

漁港漁場整備法第 39 条第 1 項の許可に関する事項  
 （漁港の区域内における行為についての許可）

行為者 住所  
 氏名又は名称

|                   |  |
|-------------------|--|
| 1 漁港名             |  |
| 2 許可を受けようとする理由    |  |
| 3 許可を受けようとする行為の内容 |  |
| (1) 種類            |  |
| (2) 目的            |  |
| (3) 期間            |  |
| (4) 場所            |  |
| (5) 面積            |  |
| (6) 数量            |  |
| (7) 方法            |  |

備考

イ 種類欄には、工作物の建設又は改良、土砂の採取、土地に掘削又は盛土、汚水の放流又は汚物の放棄、水面又は土地の占用の別を記載すること。

ロ 数量欄は、工作物の建設若しくは改良又は水面若しくは公共空地の占用の場合には記載しなくてもよい。

なお、汚水の放流の場合には、汚水の水質及び濃度ごとの数量、汚物の放棄の場合には、汚物の種類ごとの数量を記載すること。

ハ 方法欄には、請負、委託等の方法により許可を受けた行為を行う場合に、請負人（予定者）、受託者（予定者）等の氏名又は名称及び住所を記載すること。

(参考資料)

## 1. 復興計画の作成イメージ

# 復興計画（案）

〇〇市

令和〇〇年〇月〇〇日



|   |  |
|---|--|
| 〇〇市の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり。）   |  |
| <b>2 復興計画の目標（法第10条第2項第2号関係）</b>   |  |
| <p>① 今後十年から数百年に一回程度発生すると想定される津波及び高潮から人命や財産を守る。</p> <p>② 今後想定される最大級の津波に関しては、ハードとソフトの施策を組み合わせた「多重防御」の考え方により安全性を確保する。</p> <p>③ 高齢化や人口減少等を見据え、高齢者や子ども、女性、障がい者などに配慮したコンパクトなまちづくりを進める。</p> <p>④ 農地の大区画化と利用集積を図るとともに、集落等の移転跡地の農地整備等により、生産性の高い農業を実現する。</p>  |  |
| <b>3 土地利用方針（法第10条第2項第3号関係）</b>  |  |
| <p>(1) 人口の現状及び将来の見通し、復興計画の区域における土地利用の基本的方向<br/>災害に強い地域づくりの観点から、第3次防潮の北側のJR線〇〇駅周辺及び南西部の高台に市街地を集約し、第2次防潮と第3次防潮の間を農地及び工業用地とする。第2次防潮の沿岸部は、防災林及び公園とする。</p> <p>(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図および復興整備事業総括図参照。）</p> <p>① 津波被害の防止策として、道路の嵩上げを行い、第2次防潮（F道路）及び第3次防潮（G道路）を設置する。</p> <p>② 第3次防潮の北側のJR〇〇線〇〇駅周辺を市街地（A地区）及び農村集落（D地区の一部）とする。</p> <p>③ 震災前から工場等が立地していた臨海部を中心に工業用地（I地区）とし、液状化被害の再発を防ぐ。</p> <p>④ 地盤の滑動により被害を受けた造成宅地（L地区）で再度の災害を防止し、隣接して、集団移転先の住宅団地（E地区）を整備する。</p> <p>⑤ 第2次防潮と第3次防潮の間は農地（B地区、C地区、D地区の一部）とする（③④の区域を除く）。</p> <p>⑥ 津波危険性の高い第2次防潮南側の沿岸部は、防災林（J地区）及び公園とする。</p> <p>(3) 復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり。）</p> |  |
| <b>4 復興整備事業に係る事項（法第10条第2項第4号関係）</b>   |  |
| 事業区分  | 事業に係る事項  |
| (1) 市街地開発事業   | <p>事業の名称：〇〇土地区画整理事業<br/>実施主体：〇〇市<br/>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり<br/>実施予定期間：令和〇〇年度～〇〇年度<br/>種類：土地区画整理事業<br/>※この他、実施期間、事業費その他当該事業の実施に必要事項を記載することができる。</p> |
| (2) 土地改良事業  | <p>事業名称：土地改良事業（〇〇地区）<br/>実施主体：〇〇市<br/>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり<br/>実施予定期間：令和〇〇年度～〇〇年度<br/>種類：区画整理<br/>※この他、実施期間、事業費その他当該事業の実施に必要事項を記載することができる。</p>    |

|                  |     |   |
|------------------|-----|---|
|                  | C地区 | <p>事業名称：土地改良事業（〇〇地区）<br/>         実施主体：〇〇市<br/>         実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり<br/>         実施予定期間：令和〇〇年度～〇〇年度<br/>         種類：区画整理<br/>         ※この他、実施期間、事業費その他当該事業の実施に関し必要な事項を記載することができる。</p>   |
| (3)復興一体事業        | D地区 | <p>事業名称：復興一体事業（〇〇地区）<br/>         実施主体：〇〇市<br/>         実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり<br/>         実施予定期間：令和〇〇年度～〇〇年度<br/>         種類：土地区画整理事業、農業用排水施設、農業用道路、客土、土壌改良、暗渠排水、承水路工等<br/>         ※この他、実施期間、事業費その他当該事業の実施に関し必要な事項を記載することができる。</p>      |
| (4)集団移転促進事業      | E地区 | <p>事業名称：集団移転促進事業（〇〇地区）<br/>         実施主体：〇〇市<br/>         実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり<br/>         実施予定期間：令和〇〇年度～〇〇年度<br/>         ※この他<br/>         ①事業同意を得るために集団移転促進事業計画を記載することができる。<br/>         ②実施期間、事業費その他当該事業の実施に関し必要な事項を記載することができる。</p> |
| (5)住宅地区改良事業      |     |   |
| (6)都市施設の整備に関する事業 | F道路 | <p>事業名称：〇〇都市計画道路事業<br/>         実施主体：〇〇市<br/>         実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり<br/>         実施予定期間：令和〇〇年度～〇〇年度<br/>         種類：都市計画道路事業<br/>         ※この他、実施期間、事業費その他当該事業の実施に関し必要な事項を記載することができる。</p>   |
|                  | G道路 | <p>事業名称：〇〇都市計画道路事業<br/>         実施主体：〇〇市<br/>         実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり<br/>         実施予定期間：令和〇〇年度～〇〇年度<br/>         種類：都市計画道路事業<br/>         ※この他、実施期間、事業費その他当該事業の実施に関し必要な事項を記載することができる。</p>   |
| (7)小規模団地住宅施設整備事業 | H地区 | <p>事業名称：小規模団地住宅施設整備事業（〇〇地区）<br/>         実施主体：〇〇市<br/>         実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり<br/>         実施予定期間：令和〇〇年度～〇〇年度<br/>         ※この他、実施期間、事業費その他当該事業の実施に関し必要な事項を記載することができる。</p>   |

|  |      |   |
|--|------|---|
| (8) 津波防護施設の整備に関する事業  |      |   |
| (9) 漁港漁場整備事業   | I 地区 | 事業名称：漁港漁場整備事業（〇〇地区）<br>実施主体：〇〇市<br>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり<br>実施予定期間：令和〇〇年度～〇〇年度<br>※この他、実施期間、事業費その他当該事業の実施に関し必要な事項を記載することができる。     |
| (10) 保安施設事業  | J 地区 | 事業名称：保安施設事業（〇〇地区）<br>実施主体：〇〇市<br>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり<br>実施予定期間：令和〇〇年度～〇〇年度<br>※この他、実施期間、事業費その他当該事業の実施に関し必要な事項を記載することができる。       |
| (11) 液状化対策事業   | K 地区 | 事業名称：液状化対策事業（〇〇地区）<br>実施主体：〇〇市<br>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり<br>実施予定期間：令和〇〇年度～〇〇年度<br>※この他、実施期間、事業費その他当該事業の実施に関し必要な事項を記載することができる。      |
| (12) 造成宅地滑動崩落対策事業  | L 地区 | 事業名称：造成宅地滑動崩落対策事業（〇〇地区）<br>実施主体：〇〇市<br>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり<br>実施予定期間：令和〇〇年度～〇〇年度<br>※この他、実施期間、事業費その他当該事業の実施に関し必要な事項を記載することができる。 |
| (13) 地籍調査事業  | M 地区 | 事業名称：地籍調査事業（〇〇地区）<br>実施主体：〇〇市<br>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり<br>実施予定期間：令和〇〇年度～〇〇年度<br>※この他、実施期間、事業費その他当該事業の実施に関し必要な事項を記載することができる。       |
| (14) その他施設の整備に関する事業  |      |   |
| 5 復興整備事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項（法第10条第2項第5号関係） |      |   |

|  |                         |
|--|-------------------------|
| <p>6 復興計画の期間（法第10条第2項第6号関係）</p>              | <p>令和〇〇年度から令和〇〇年度まで</p> |
| <p>7 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第10条第2項第5号関係）</p> |                         |

| 4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第12条第1項関係） |          |     |                   |       |                 |    |   |          |  |
|-----------------------------------|----------|-----|-------------------|-------|-----------------|----|---|----------|--|
| 整理番号                              | 事業区分     | 図記号 | 変更等する土地利用基本計画等    | 変更等の別 | 変更等する部分の面積 (ha) |    |   | 備考       |  |
|                                   |          |     |                   |       | 拡大              | 縮小 | 小 |          |  |
| 1                                 | 市街地開発事業  | A地区 | ・土地利用基本計画の都市地域(※) | 変更    | 〇〇              |    |   | 市街化区域の拡大 |  |
|                                   |          |     | ・都市計画（土地区画整理事業）   | 決定    | 〇〇              |    |   |          |  |
|                                   |          |     | ・都市計画（区域区分）(※)    | 変更    | 〇〇              |    |   |          |  |
|                                   |          |     | ・土地利用基本計画の農業地域(※) | 変更    |                 | 〇〇 |   |          |  |
|                                   |          |     | ・農業振興地域(※)        | 変更    |                 | 〇〇 |   |          |  |
| ・農用地利用計画                          | 変更       |     | 〇〇                |       |                 |    |   |          |  |
| 2                                 | 土地改良事業   | B地区 | ・土地利用基本計画の農業地域(※) | 変更    | 〇〇              |    |   |          |  |
|                                   |          |     | ・農業振興地域(※)        | 変更    | 〇〇              |    |   |          |  |
|                                   |          |     | ・農用地利用計画          | 変更    | 〇〇              |    |   |          |  |
|                                   |          |     | ・土地利用基本計画の都市地域(※) | 変更    | 〇〇              |    |   |          |  |
| 3                                 | 復興一体事業   | D地区 | ・都市計画（土地区画整理事業）   | 決定    | 〇〇              |    |   |          |  |
|                                   |          |     | ・土地利用基本計画の農業地域(※) | 変更    | 〇〇              |    |   |          |  |
|                                   |          |     | ・農業振興地域(※)        | 変更    | 〇〇              |    |   |          |  |
|                                   |          |     | ・農用地利用計画          | 変更    | 〇〇              |    |   |          |  |
|                                   |          |     | ・土地利用基本計画の都市地域(※) | 変更    | 〇〇              |    |   |          |  |
| 4                                 | 集団移転促進事業 | E地区 | ・土地利用基本計画の森林地域(※) | 変更    | 〇〇              |    |   |          |  |
|                                   |          |     | ・地域森林計画区域         | 変更    | 〇〇              |    |   |          |  |
|                                   |          |     | ・保安林              | 変更    | 〇〇              |    |   |          |  |
|                                   |          |     | ・土地利用基本計画の農業地域(※) | 変更    | 〇〇              |    |   |          |  |
|                                   |          |     | ・農用地利用計画          | 変更    | 〇〇              |    |   |          |  |

(注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第10条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。

2 「事業区分及び図記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。

3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第12条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。

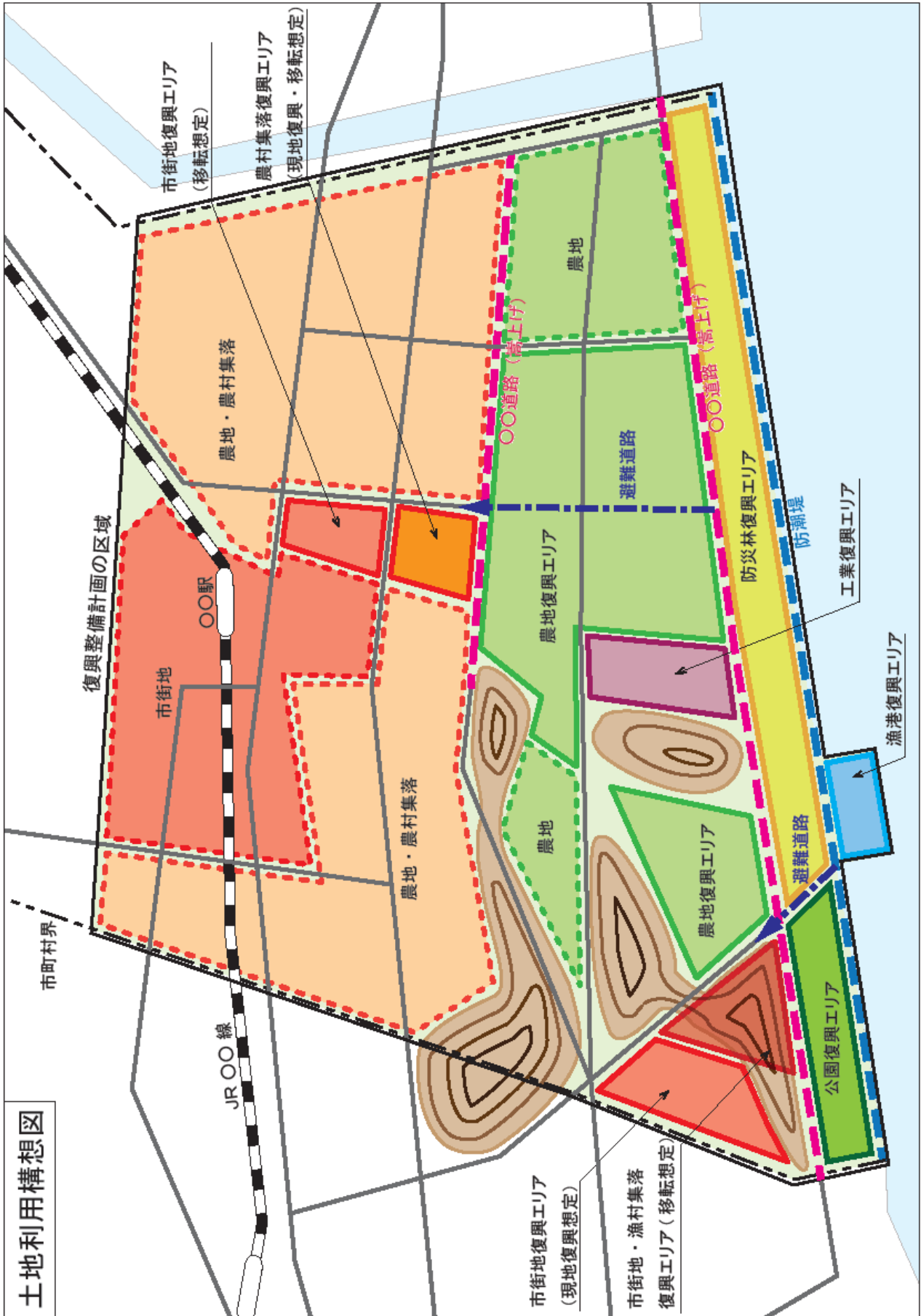
4 「変更等の別」は、法第12条第1項に規定する変更、指定、廃止、解除又は指定の取消しを記載する。

5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の実施により変更等される面積を記載する。

(※) は、都道府県との共同作成の場合のみ記載できる。

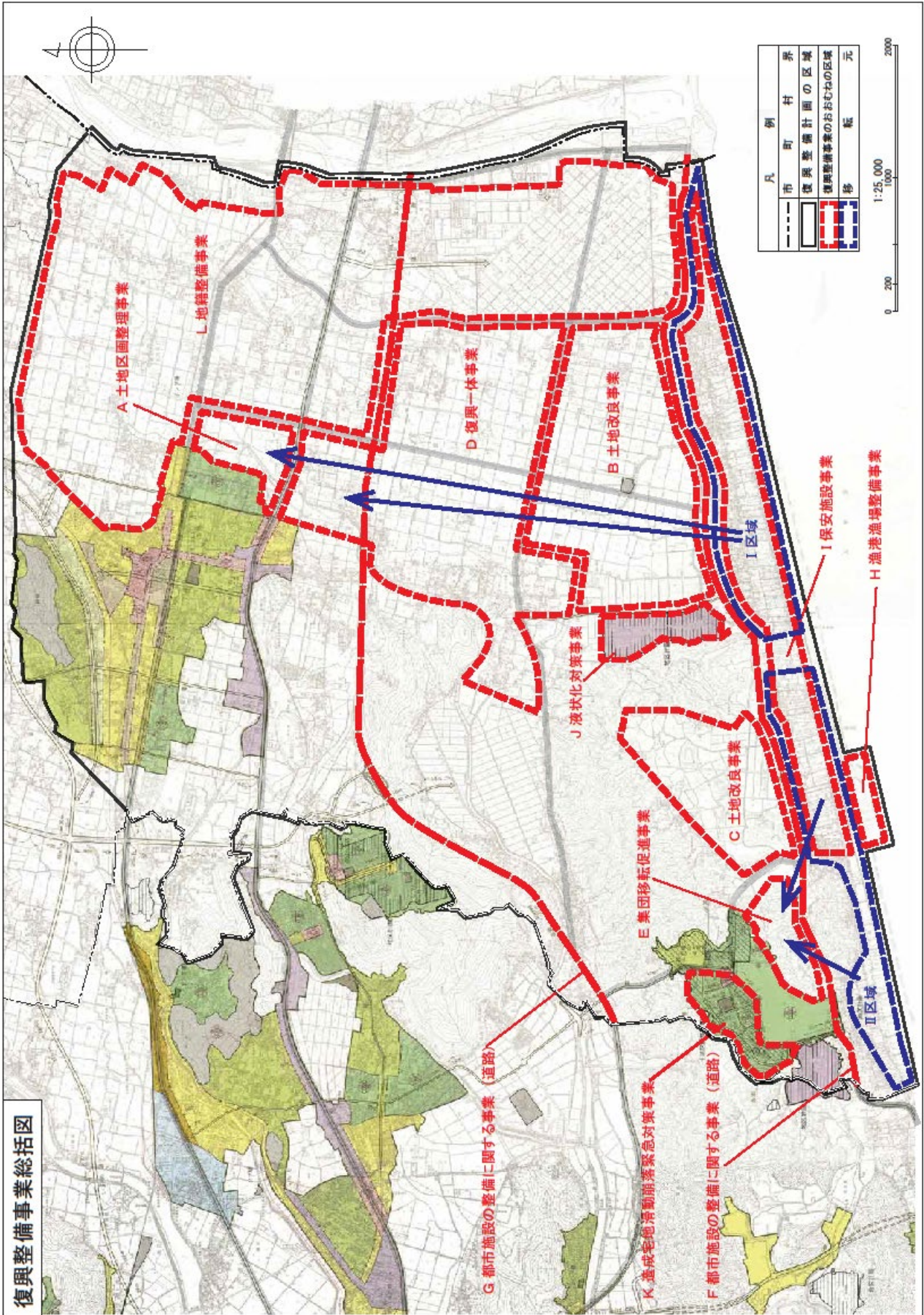
| 4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第13条及び第14条関係） |               |      |                      |               |                  |              |                         |                      |             |                |                |                       |            |             |
|--|---------------|------|----------------------|---------------|------------------|--------------|-------------------------|----------------------|-------------|----------------|----------------|-----------------------|------------|-------------|
| 整理番号                                   | 事業区分          | 図面記号 | 農地法（4ha超）            |               | 都市計画法            |              |                         | 農地法（4ha以下）           | 農振法         | 森林法            |                | 自然公園法                 | 漁港漁場整備法    | 港湾法         |
|  |               |      | 第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可 | 第4条第1項の農地転用許可 | 第29条第1項・第2項の開発許可 | 第43条第1項の建築許可 | 第59条第1項から第4項までの都市事業の認可等 | 第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可 | 第15条の2の開発許可 | 第10条の2第1項の開発許可 | 第34条第1項・第2項の許可 | 第20条第3項の許可・第33条第1項の届出 | 第39条第1項の許可 | 第37条第1項の許可等 |
| 1                                      | 市街地開発事業       | A地区  | ○                    | ○             |                  |              |                         |                      |             |                |                |                       |            |             |
| 2                                      | 復興一体事業        | D地区  | ○                    |               |                  |              |                         | ○                    |             |                |                |                       |            |             |
| 3                                      | 集団移転促進事業      | E地区  |                      |               | ○                |              |                         |                      |             | ○              | ○              |                       |            |             |
| 4                                      | 都市施設の整備に関する事業 | F地区  |                      |               |                  |              |                         |                      | ○           |                |                |                       |            |             |

- (注) 1 本様式は、法第13条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。  
2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。  
3 「農地法（4ha超）」は、上段には法第13条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第14条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。併せて農林水産大臣が定める書類（様式第9）を添付する。なお、法第10条第1項第1号の地域をその区域とする特定被災市町村等においては、当該復興整備事業に関する事項を記載した復興計画の公表の日の前日までに、様式第9を農林水産大臣に提出する。





復興整備事業総括図





様式第 8 法第13条第 1 項及び第 4 項第 4 号・第 5 号関係（農地転用の許可・農用区域内の開発行為の許可）（記載例）

1 復興計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

|   |
|---|
| <p>① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針</p> <p>○沿岸部の農地は、引き続き水稻を中心とし、大区画ほ場整備や農地の利用集積等を進める。<br/>○内陸部の農地は、水稻からいちご等の施設園芸に作物転換し、高付加価値型農業の振興を図る。<br/>○津波被害を受けた農地〇〇haについては、△△年以内に農地として復旧・復興する。</p>               |
| <p>② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）</p> <p>○沿岸部は、当該集団移転跡地〇haの内、周辺農地との一体的な利用が可能な〇〇地区の〇haについては、土地改良事業等により農地整備を行う。<br/>○内陸部の農地は、施設園芸の拡大を図るため、農業用施設等の整備を行う。また、六次産業化の推進に向けた直売施設、加工施設等の整備を行う。</p> |

- (注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。  
(2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

|   |
|---|
| <p>① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）</p> <p>○三線堤防より東側は農地とし、農用地区域に編入して農地の確保を図る。<br/>○住宅地等への農地転用は、被災前の状況を踏まえて必要最小限とするとともに、「農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表」等と整合を図り、できる限り多くの農地を確保する。<br/>○集団移転跡地を農地として整備するとともに、耕作放棄地の発生抑制・再生を推進し、農地の確保・有効利用を図る。<br/>○農地の復旧・復興を行った農地は農用地区域とし、復興整備計画の期間中は除外を認めないこととするとともに、計画期間が満了した後も優良農地としての確保を原則とする。</p> |
| <p>② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）</p> <p>○計画区域内の津波被害を受けた農地〇〇haは、農地として復旧・復興することを基本とする。<br/>○被災住宅地等の集団移転先となる〇〇駅周辺の農地〇haは、住宅地としての土地利用を行う一方、周辺農地は、引き続き優良農地として利用する。<br/>○当該集団移転跡地〇haのうち、周辺農地との一体的な利用が可能な〇〇地区は、農地としての整備を行い農地利用を図る。</p>   |
| <p>③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況</p> <p>別紙様式のとおり</p>   |

- (注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。  
(2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る特定被災都道府県の知事の意見（法第 13 条第 2 項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

|  |
|--|
|  |
|--|

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調査書

（別紙様式 1）

| 図面<br>記号 | 地区名  | 復興整備<br>事業の種類 | 土地の主な<br>用途の種類 | 面 積  | う ち      |            |                   | 業 体 | 施 予 年  | 予定人口<br>(世帯数)<br>の規模等 | 土地利用<br>区 分 | 移転元との関連   |
|----------|------|---------------|----------------|------|----------|------------|-------------------|-----|--------|-----------------------|-------------|---|
|          |      |               |                |      | 農地<br>面積 | 農振地<br>域面積 | うち<br>農用地<br>区域面積 |     |        |                       |             |   |
| A<br>地区  | 〇〇地区 | 市街地開発<br>事業   | 住宅地            | 30ha | 20ha     | 20ha       | 20ha              | 〇〇市 | H24～30 | 1,000人<br>(300戸)      | 市街化調整<br>区域 | 移転元Ⅱ、30ha、市街化区域、<br>1,000人(300戸)、<br>移転跡地：農地利用〇ha |
| E<br>地区  | △△地区 | 集団移転促<br>進事業  | 住宅地            | 10ha | 5ha      | 10ha       | 5ha               | 〇〇市 | H24～26 | 400人<br>(戸)           | 市街化調整<br>区域 | 移転元Ⅲ、10ha、市街化調整区域、<br>400人(180戸)、<br>移転跡地：農地利用〇ha |
| ○        | ××地区 |               |                |      |          |            |                   |     |        |                       |             |   |
| …        |      |               |                |      |          |            |                   |     |        |                       |             |   |
| 計        |      |               |                |      |          |            |                   |     |        |                       |             |   |

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は特定被災都道府県知事又は特定被災都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は特定被災都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して特定被災市町村等を示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興計画及び土地利用方針に記載されているもの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。  
 (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第10条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。  
 (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。  
 (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。  
 (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名：A ○○地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況

| 農業関係<br>施策区画<br>番号 | 関係施策<br>事業名    | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積<br>等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域に含ま<br>れる受益地・施設  |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要<br>性及び調整措置状況   |
|--------------------|----------------|-------|------|-----------|----------|-----------------------------|------|-----------|---|
|                    |                |       |      |           |          | 受益面積・施設等                    | 施行状況 |           |   |
| 1                  | 県営かんがい<br>排水事業 | ■地区   | □□県  | 1,500ha   | H5～12    | 20ha<br>幹線用水路100m           | 完了   | 補助        | 市街化区域の隣接地はすべて事業受益地のため避けるこ<br>とができない。含まれる面積は全体受益に対して1.3%と<br>軽微であり、幹線用水路100mが含まれることとなるが、原<br>因者が付替えを行い機能維持することで関係土地改良区と<br>調整済み。 |
| 2                  | 県営ほ場整備<br>事業   | ◆地区   | □□県  | 400ha     | H10～14   | 20ha<br>用水路100m、排水<br>路100m | 完了   | 補助        | 移転元に近い移転先としては、他に代替できる土地がな<br>い。含まれる受益地は全体受益の末端であることから、用<br>水路は廃止、排水路は付け替えを行い、それぞれ機能維持<br>することで関係土地改良区と調整済み。                     |
| ...                |                |       |      |           |          |                             |      |           |   |

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

開発地の汚水排水は区域内の処理場で処理され、雨水排水とともに調整池で流量調整を行った後、地区外の農業用排水路を経由して河川に放流される。農業用排水路の使用に  
ついては、関係土地改良区と調整済み。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

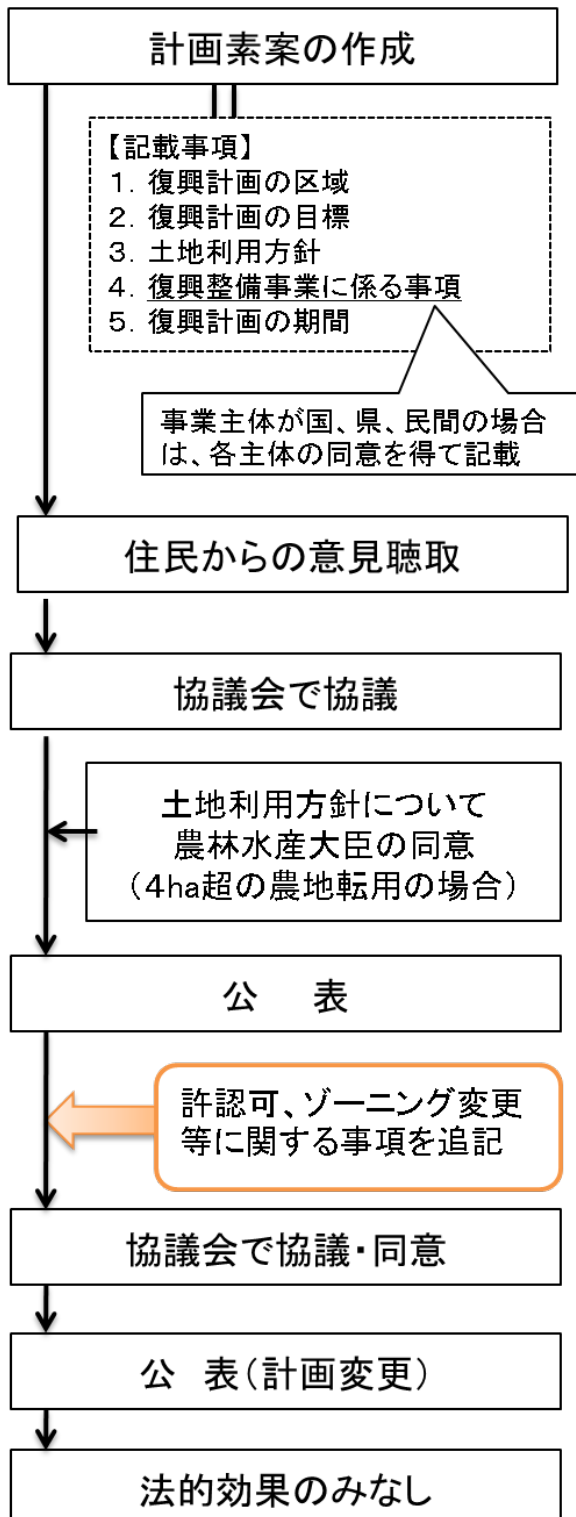
令和●年度予定（市街化区域編入、農業振興地域・農用地利用計画変更）

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものによって、復興整  
備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。  
(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積  
のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。  
(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。  
(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を  
要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農林漁業局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する  
。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。  
(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地及び調整措置状況に関する資料を別途添付して記載する。  
(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記  
載する。

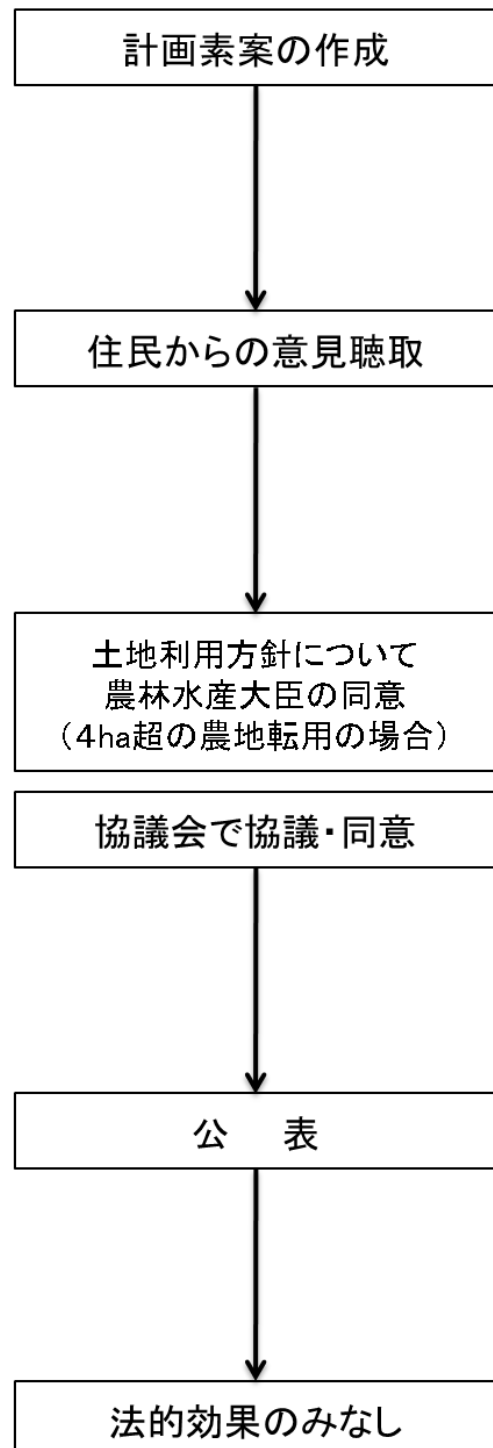
## 2. 復興計画の作成等に係る手続フロー

## 復興計画の作成等に係る手続フロー

(1) 許認可等に関する事項(復興整備事業の具体的内容)が固まっていない場合



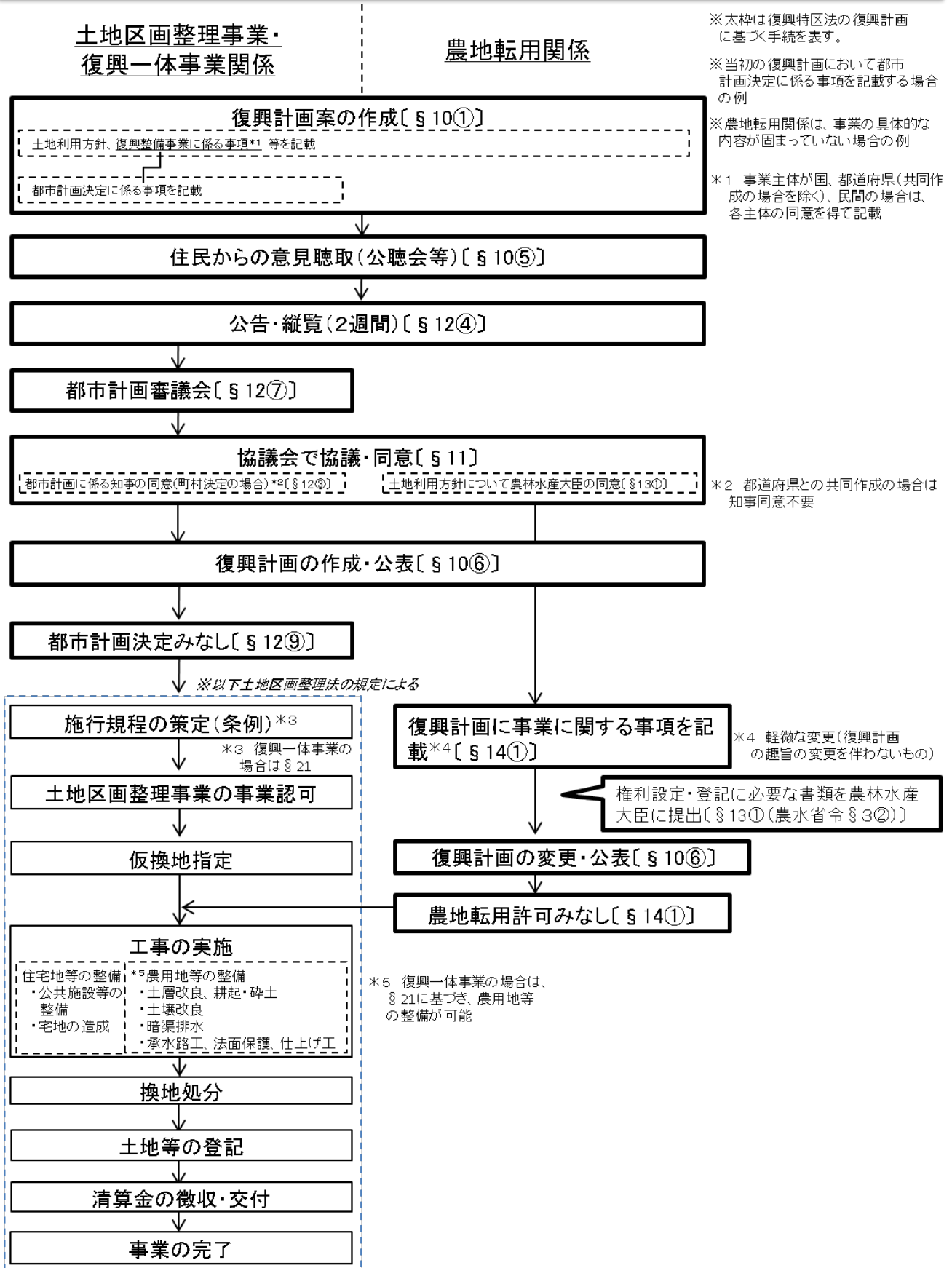
(2) 許認可等に関する事項(復興整備事業の具体的内容)が固まっている場合



※記載事項は(1)と同じ

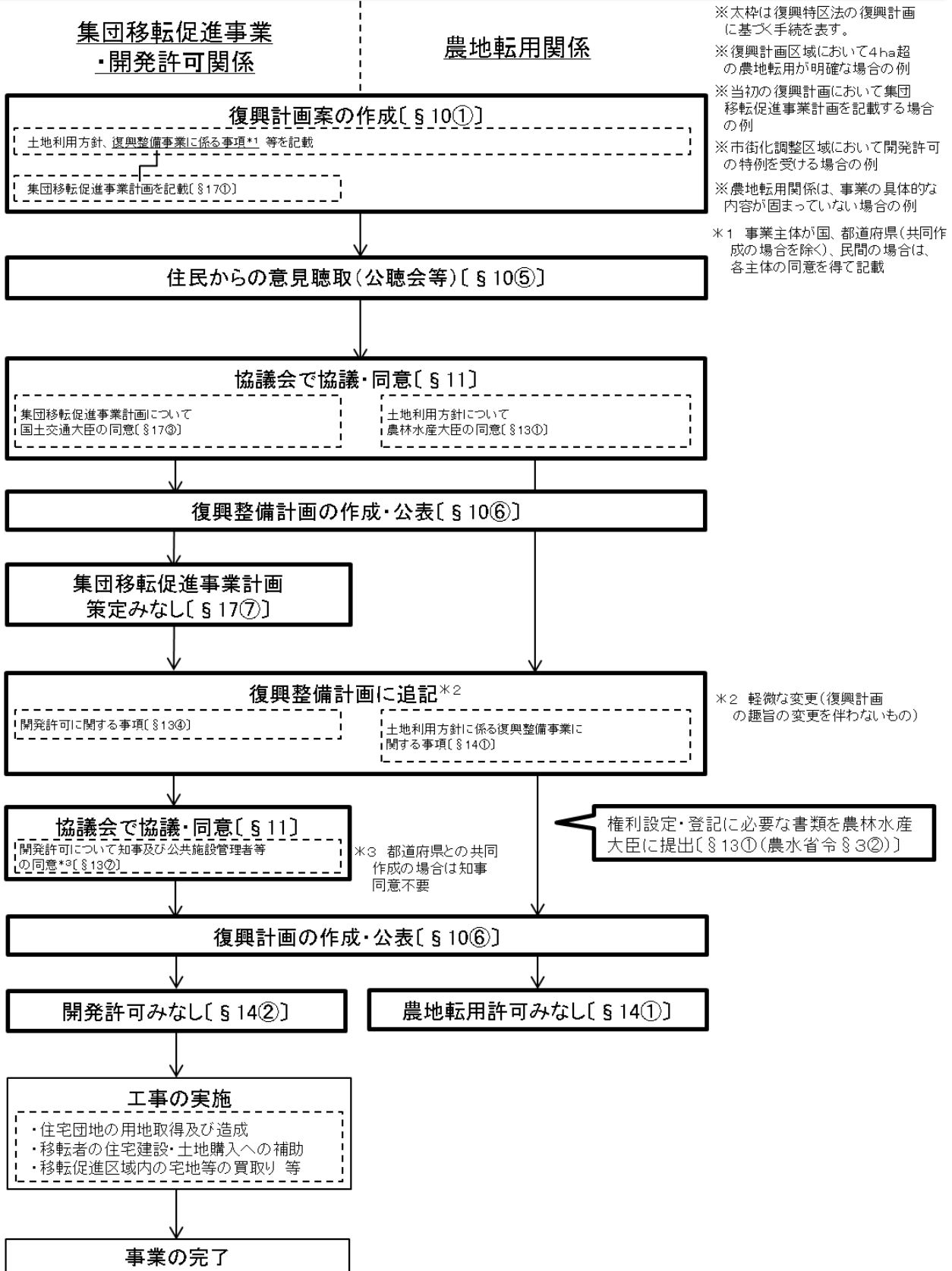
<フロー図2>

**土地区画整理事業・復興一体事業を実施する場合の手続きフローの例**  
 (復興計画区域において4ha超の農地転用が明確な場合)

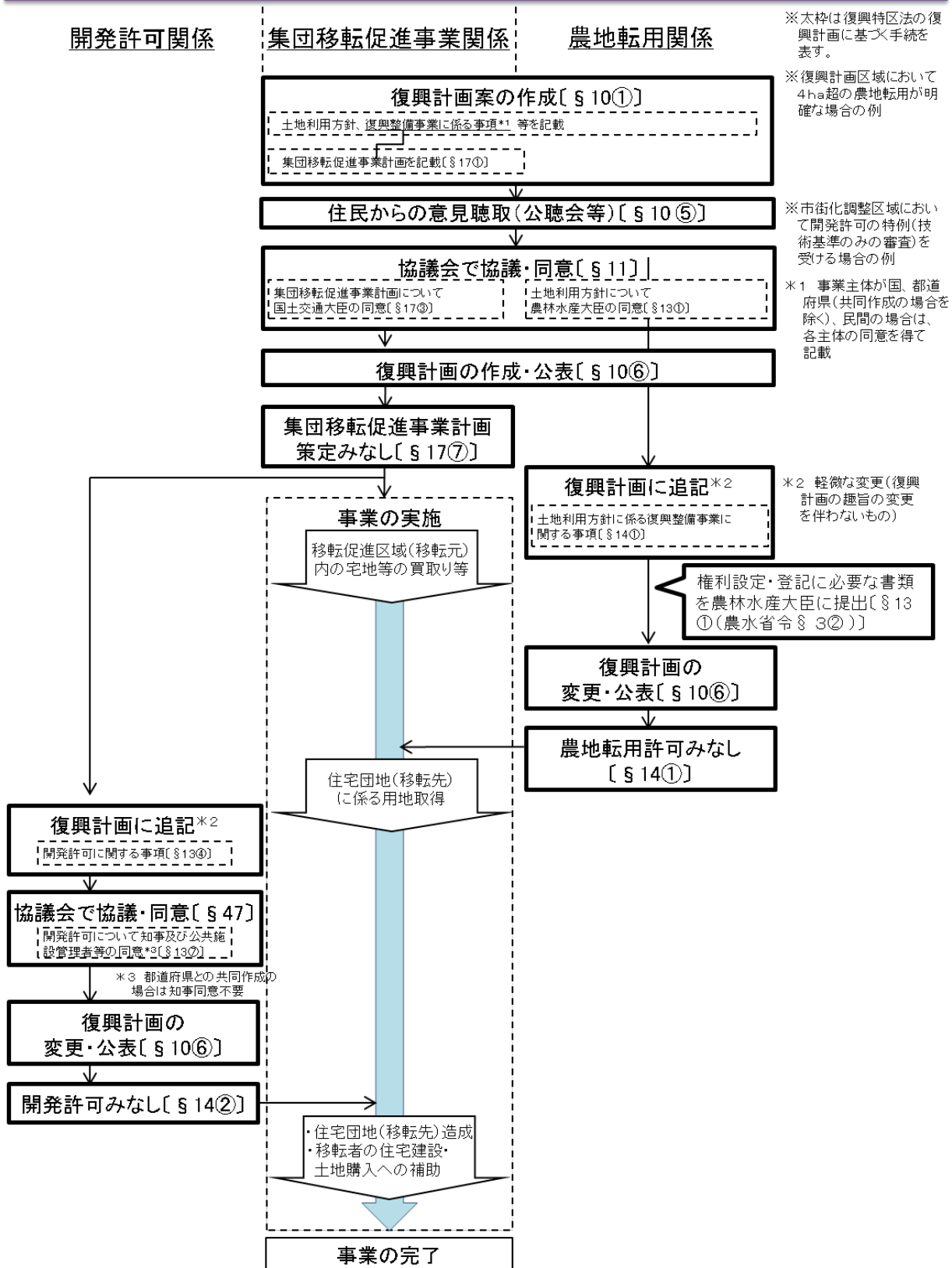


<フロー図3>

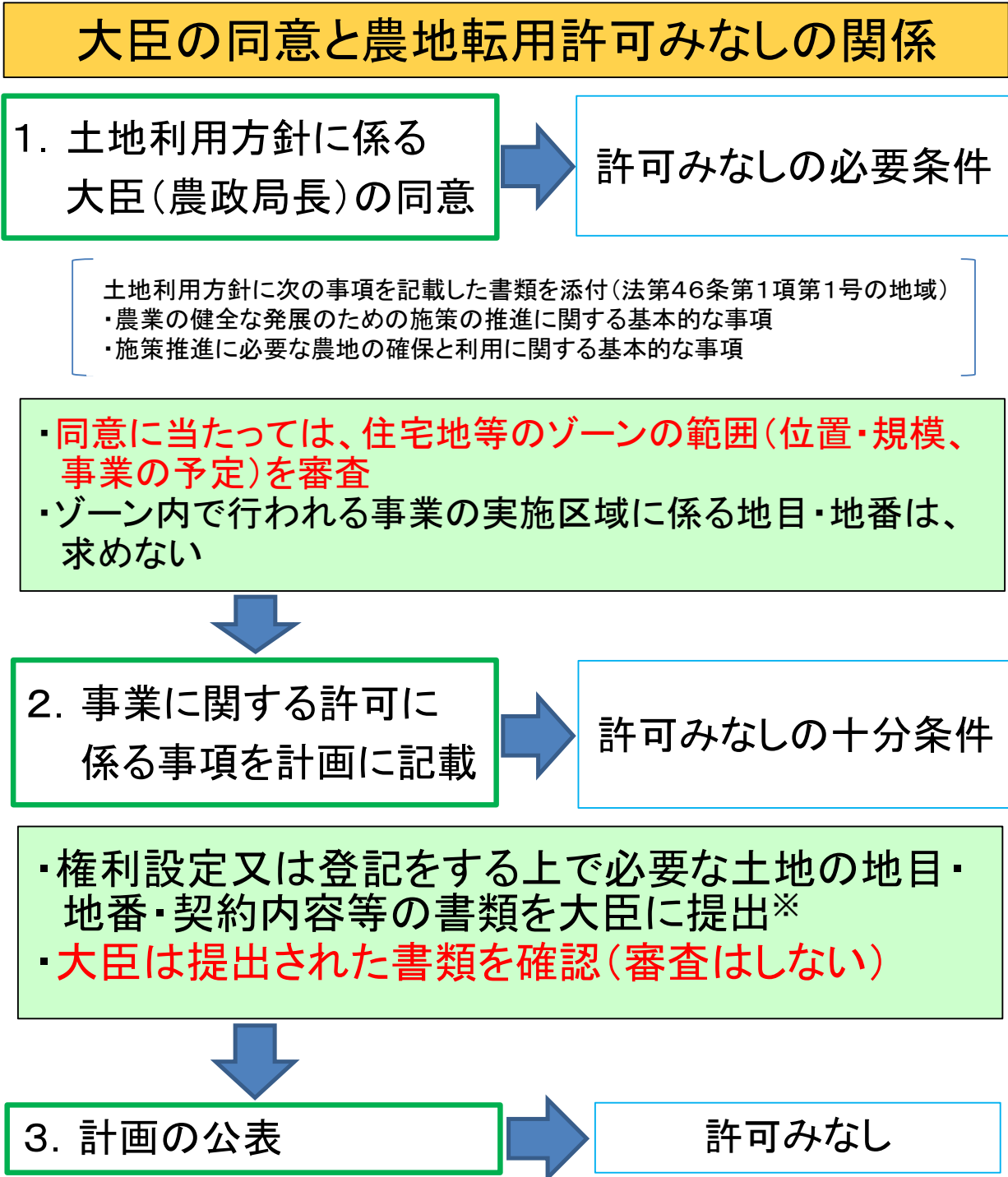
**集団移転促進事業を実施する場合の手続きフローの例(1)**  
(一括して許可等を受ける場合)



集団移転促進事業を実施する場合の手続きフローの例(2)  
(段階的に許可等を受ける場合)





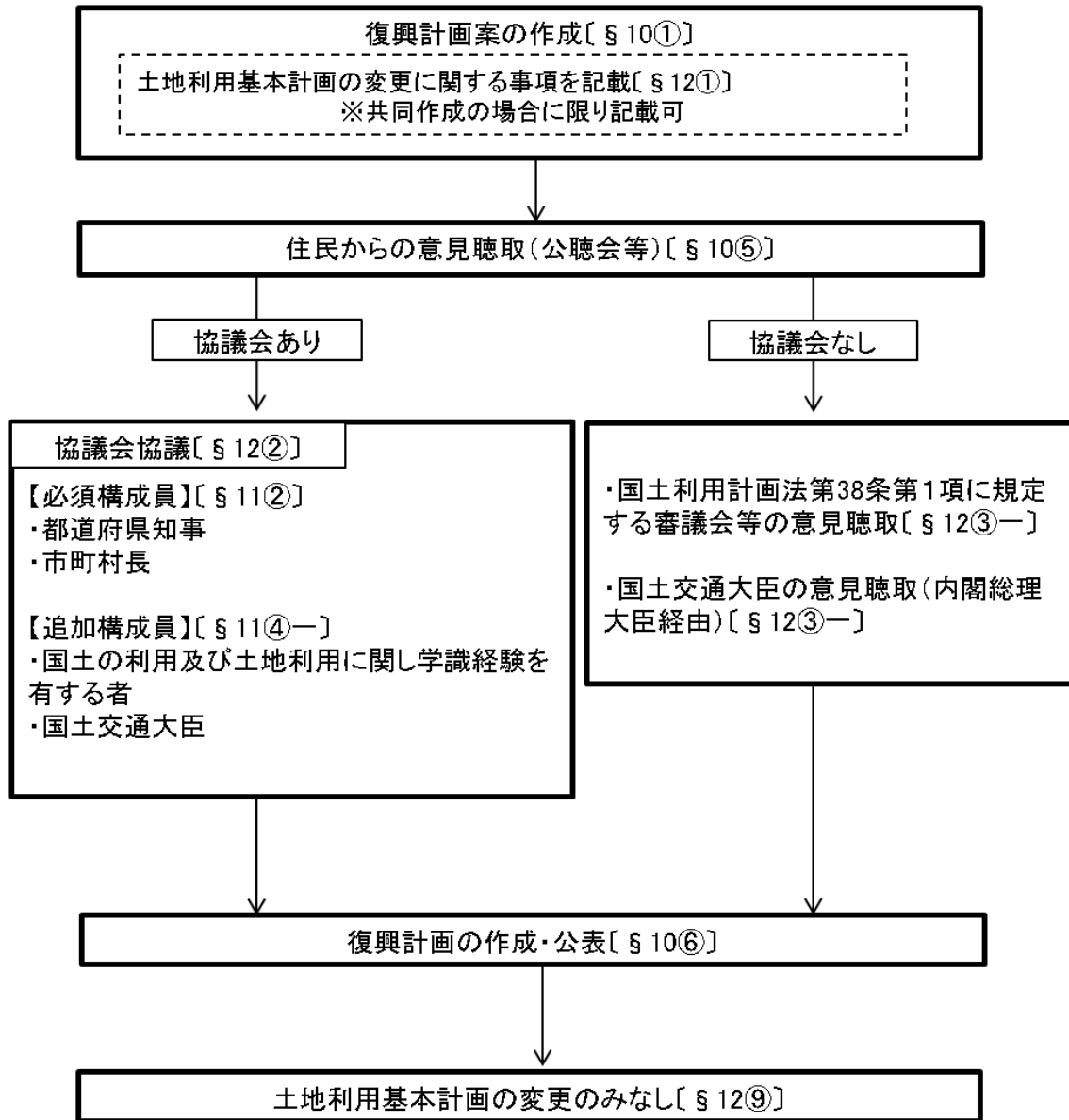


同意基準

- ① 法第10条第1項第1号に掲げる地域:法第13条第3項
- ② ①以外の地域:農地法に基づく基準

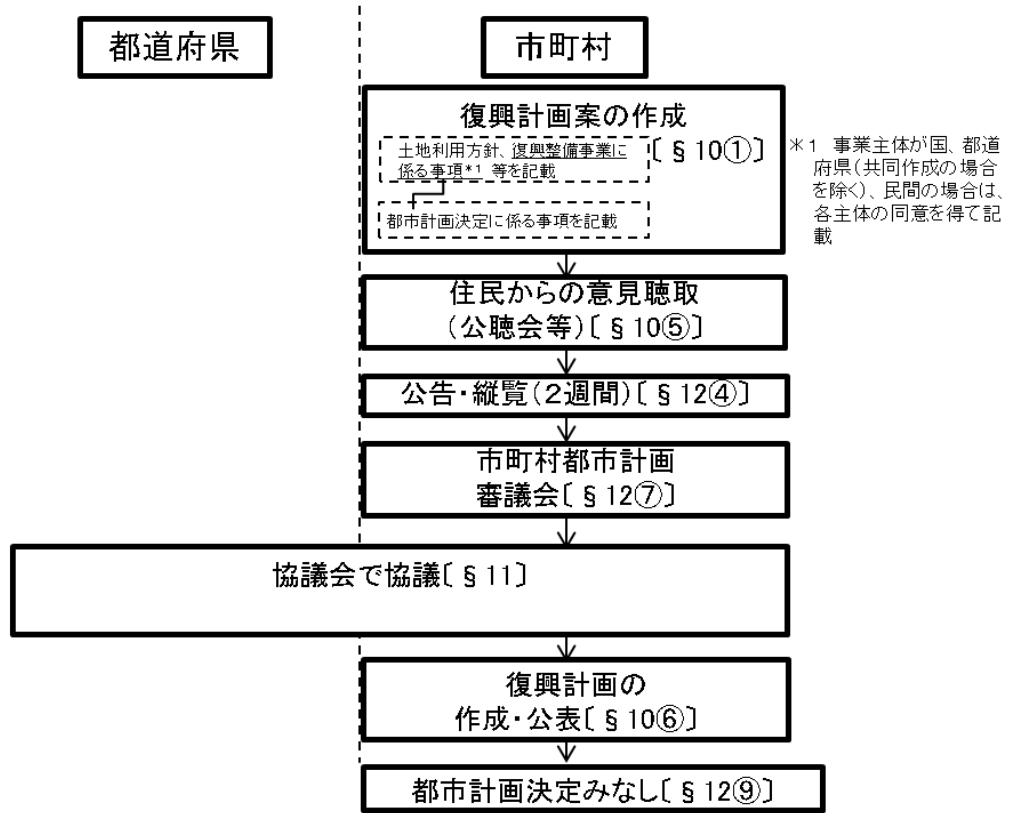
※・法第10条第1項第1号に掲げる地域以外の地域においては、土地利用方針及び事業に関する許可に係る事項を記載した計画の関係部分に必要な書類を添付して協議。大臣はそれらの書類をもとに同意。  
・土地区画整理事業及び復興一体事業において、仮換地の指定の効力発生の日とは別に仮換地の使用収益の開始日が定められた場合や換地を定めないとされている土地について使用収益を停止した場合は、農地法第4条第1項の規定による許可に関する書類を提出。(当該土地の所有者等の同意の証明書の提出は不要)

## 土地利用基本計画の変更の特例フロー図

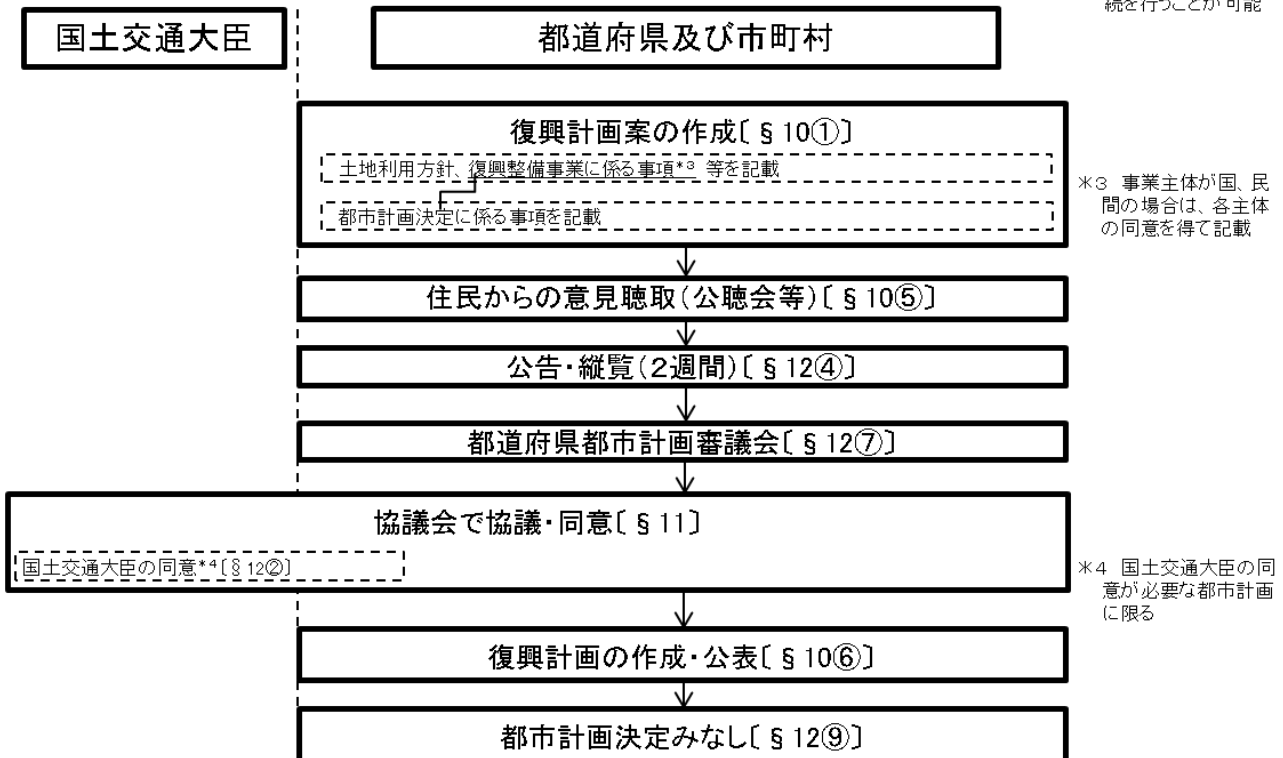


## 都市計画の変更を行う場合の手続きフローの例

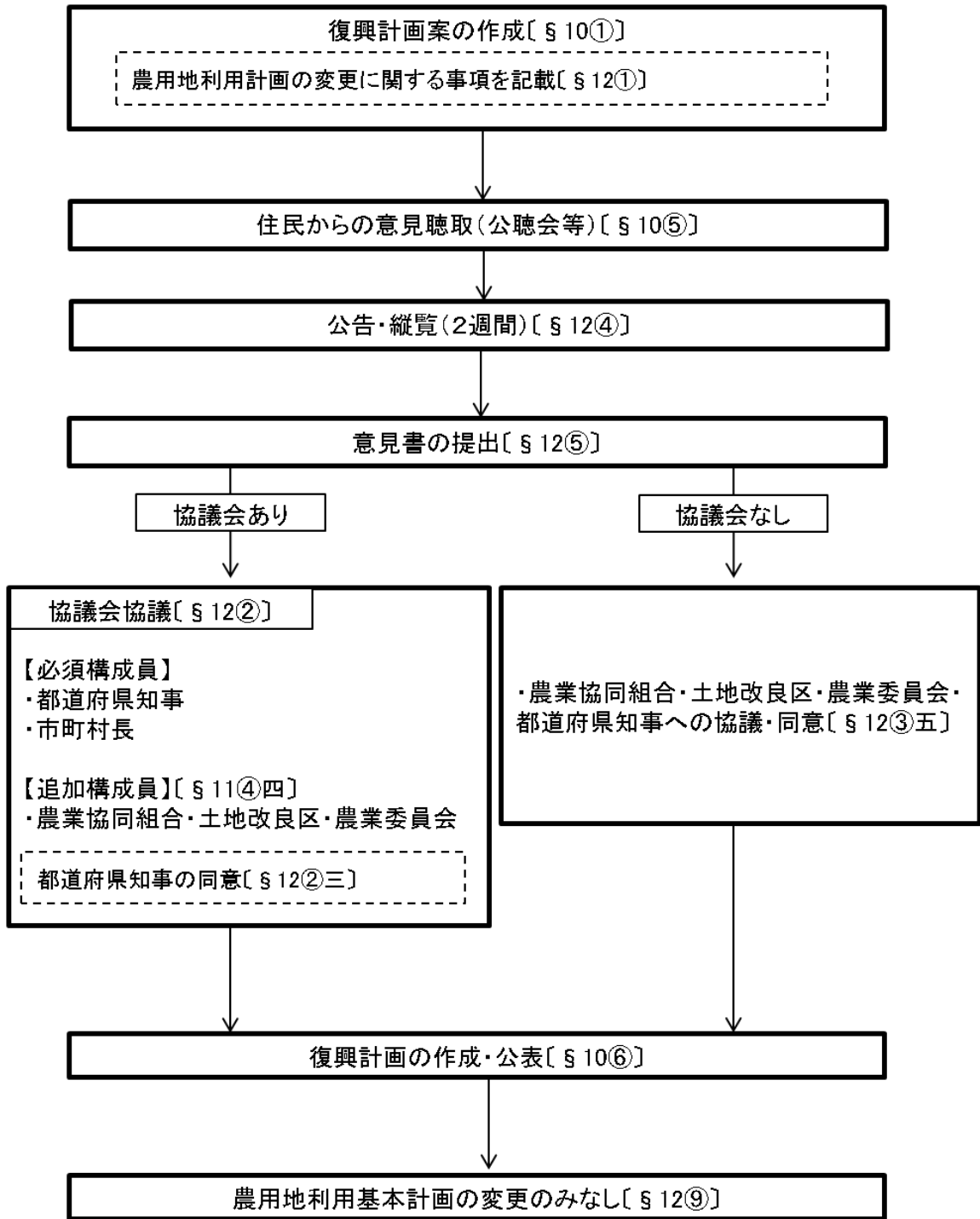
### (1) 市町村決定の都市計画



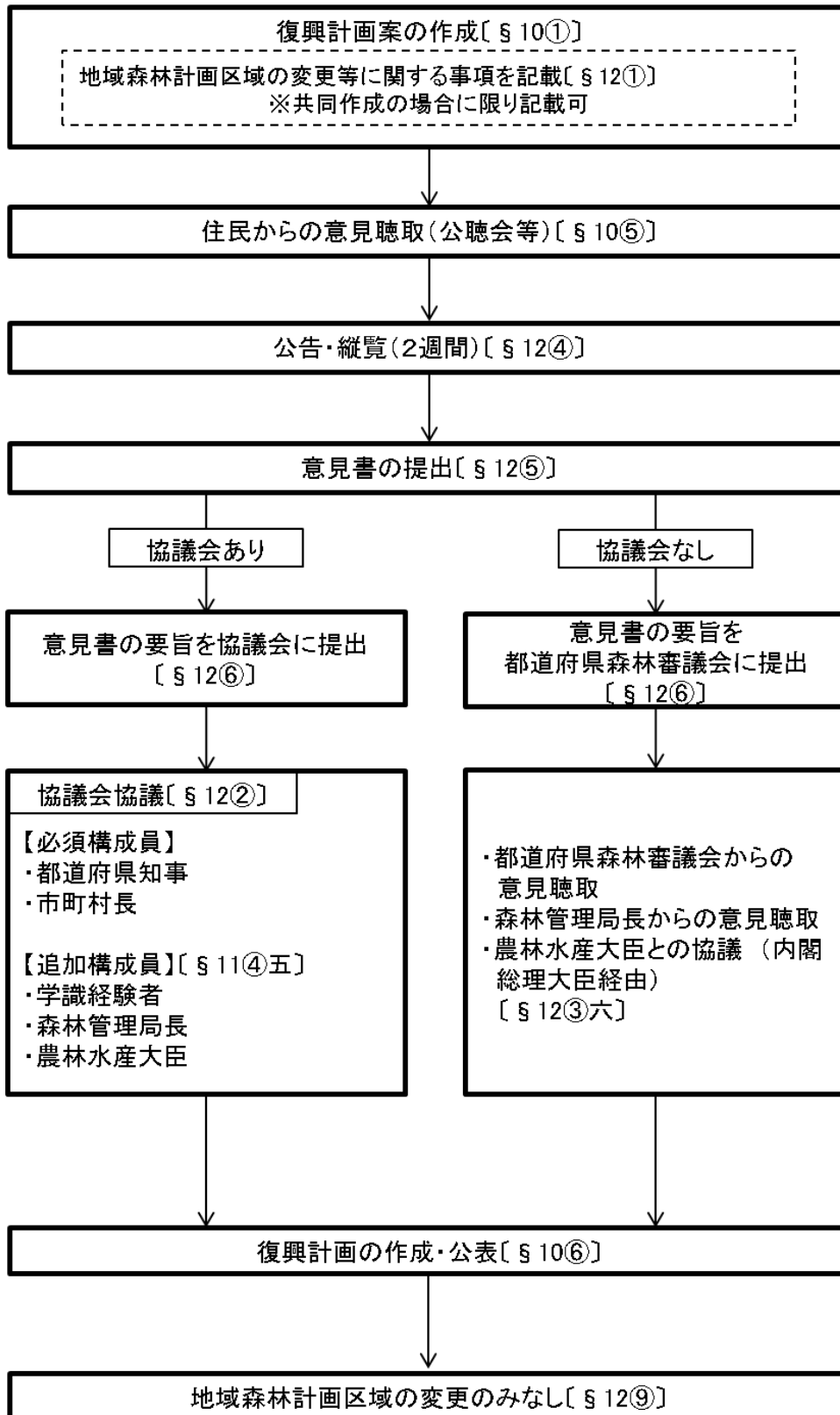
### (2) 都道府県決定の都市計画\*2



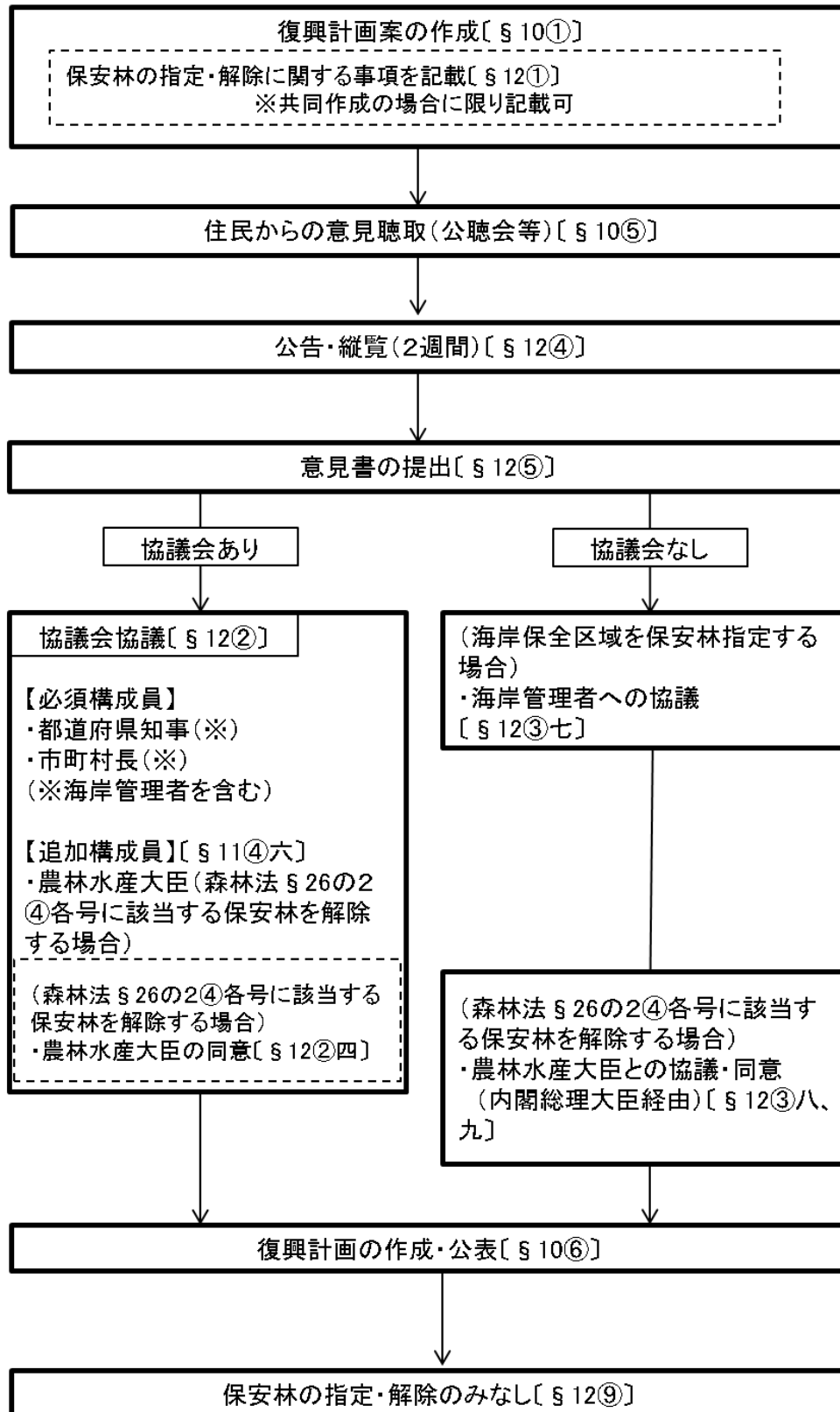
## 農用地利用計画(農用区域)の変更の特例フロー図



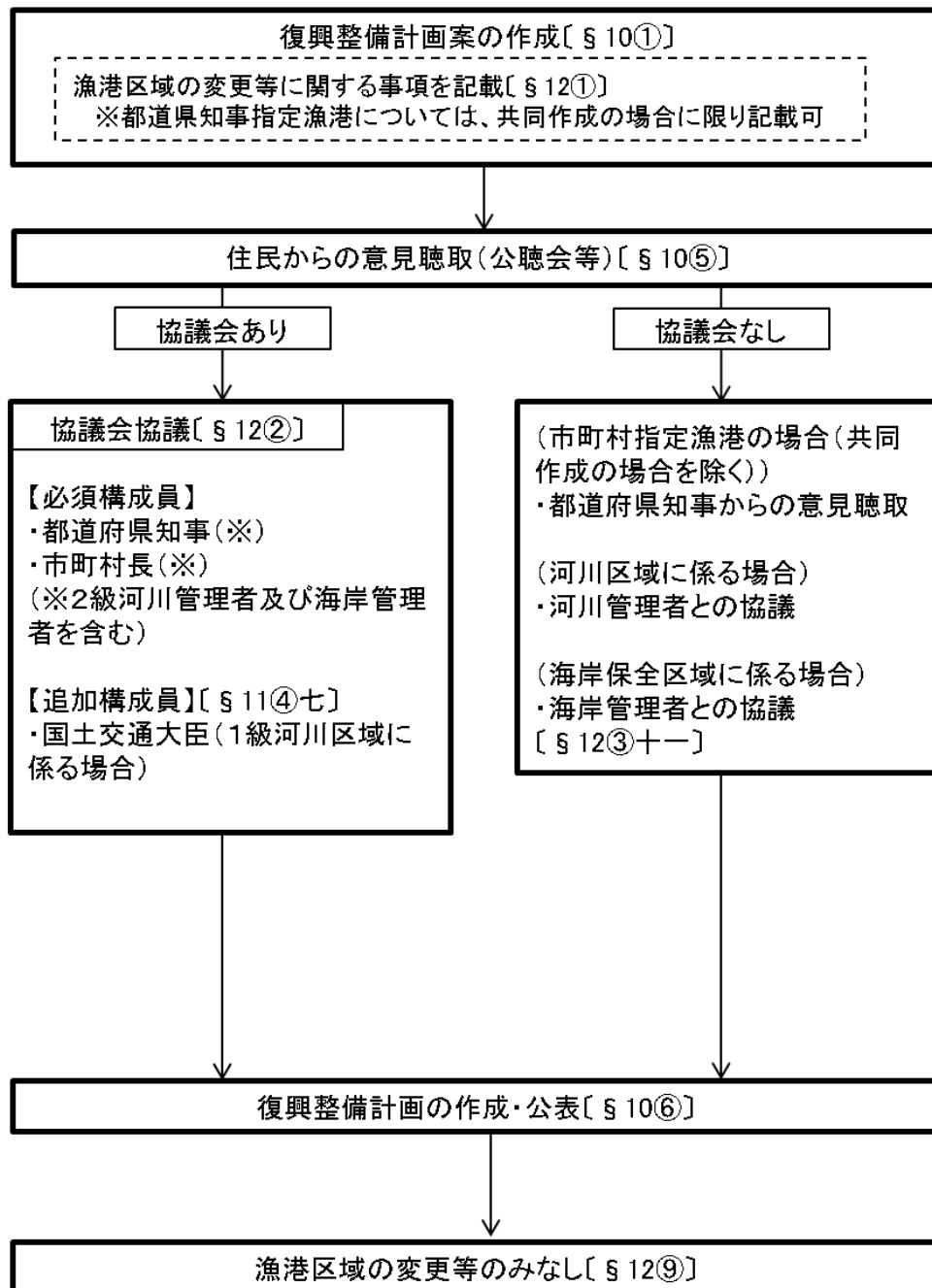
## 地域森林計画区域の変更の特例フロー図



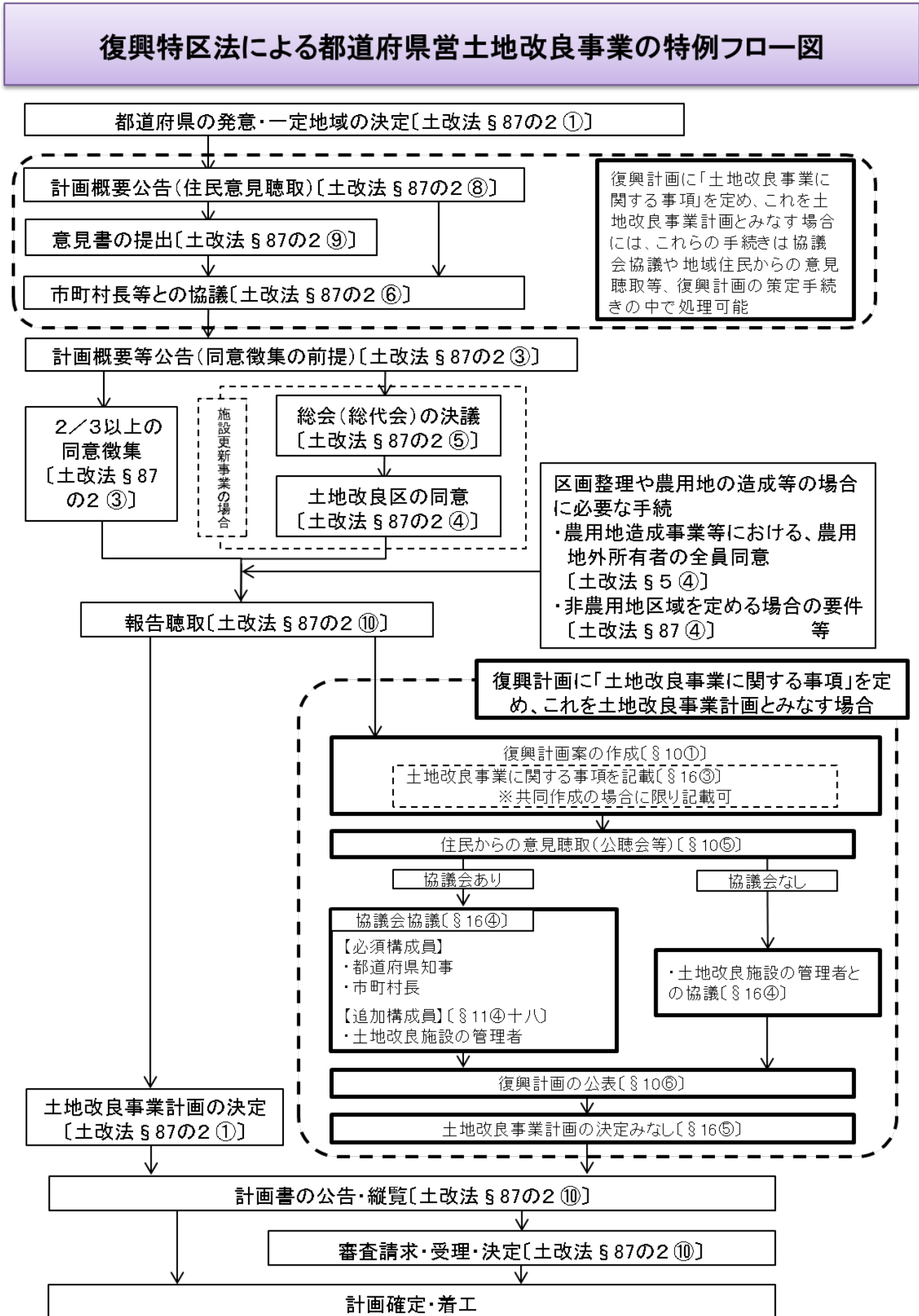
## 保安林(県指定)の指定・解除の特例フロー図



## 漁港区域(1種・2種)の変更等の特例フロー図



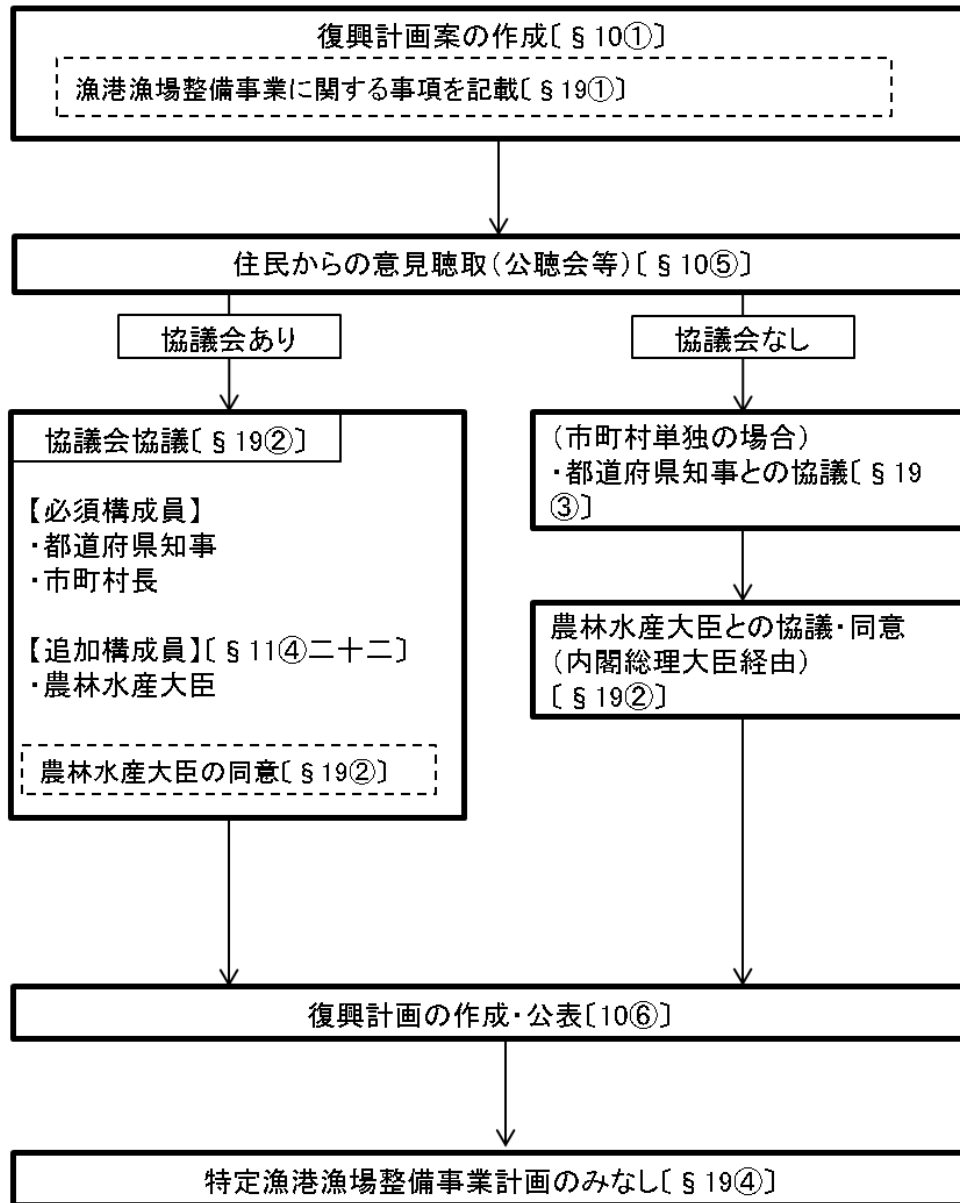
<フロー図11>



<フロー図12>



## 漁港漁場整備事業の特例フロー図



### 3. 復興協議会規約（例）

## [〇〇市町村] 復興協議会規約（例）

### （設置）

第1条 [〇〇市 or 〇〇市及び〇〇県] は、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「大規模災害復興法」という。）第11条第1項の規定に基づき、復興協議会を設置する。

### （名称）

第2条 前条の規定により設置された復興協議会は、[〇〇市町村] 復興協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### （目的）

第3条 協議会は、[〇〇市] の〇〇〇〇からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興計画（以下「計画」という。）及びその実施に関し必要な事項について協議を行うことを目的とする。

### （活動）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 計画の作成及び実施のために必要な事項について協議（次号に掲げるものを除く。）を行うこと。
- 二 大規模災害復興法第3章の規定により協議会の権限に属させられた事項について協議を行うこと。

### （構成員）

第5条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 [〇〇市] 長
- 二 [〇〇県] 知事
- 三 大規模災害復興法第11条第4項の規定により協議会の構成員として加えるものとされた者
- 四 国の関係行政機関の長
- 五 計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
- 六 その他 [〇〇市長 or 〇〇市長及び〇〇県知事] が必要と認める者

### （会長及び監事）

第6条 協議会の会長は、[〇〇市長] をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する構成員がその職務を代理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に監事を置くことができる。
- 5 監事は、協議会の活動、運営等を監査する。
- 6 監事は、監査の結果を協議会に報告しなければならない。

### （会議）

第7条 第4条の協議を行うための会議（以下「会議」という。）は、次条に規定する全体会議及び第9条に規定する分科会とする。

- 2 会議は会長が招集し、その議長となる。

### （全体会議）

第8条 第4条第1号の協議を行うための会議（以下「全体会議」という。）は、第5条第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる者又はこれらの指名する職員（以下この条において「全体会議の構成員等」という。）をもって構成する。

- 2 全体会議は、全体会議の構成員等の過半数の出席で成立するものとする。
- 3 全体会議の議事は、出席した全体会議の構成員等の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。

### （分科会）

第9条 第4条第2号の協議を行うための会議（以下「分科会」という。）は、第5条第1号から第3号に掲げる者又はこれらの指名する職員（以下この条において「分科会の構成員等」という。）をもって構成する。

- 2 分科会は、その協議事項ごとに、当該協議事項に係る分科会の構成員等間の協議により行う。

（書面又は代理人による表決）

第10条 構成員又はその指名する職員がやむを得ない理由により会議に出席できない場合は、協議事項につき、書面又は代理人をもって意見を表明し、議決権を行使することができる。

(資料の提供等の要求)

第11条 協議会は、必要があると認めるときは、国の行政機関、市町村及び都道府県その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事の公開)

第12条 会議の議事は、原則として公開する。ただし、会長が非公開とすることが適当と判断したものにあつては、この限りでない。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、[〇〇市]に置く。

(公表)

第14条 協議会を組織した旨及び会議の議事の公表は、[〇〇市 or 〇〇市及び〇〇県]の[公報 or ウェブサイト]への掲載 or その他の適切な方法を記載]により行う。

(事業年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、令和〇〇年度に限っては、協議会の成立日から令和△△年3月31日までとする。

(配慮)

第16条 協議会の構成員は、会議における協議を行うに当たっては、復興整備事業の円滑な実施が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

※オンラインによる会議の開催方法について、規約に盛り込むこととする場合、第7条に定める方法のほか、第17条により定める方法も考えられます。